

第2期

富谷市教育振興基本計画

令和5年度～令和9年度

学び合う
高め合う
尊び合う
富谷の教育

令和5年1月
富谷市教育委員会

第2期富谷市教育振興基本計画

令和5年1月

富谷市教育委員会

目次

第1章 計画の基本事項	1
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の位置付け.....	2
1-3 計画期間.....	5
1-4 計画の策定体制.....	6
(1) 策定組織.....	6
(2) アンケートによる意見収集.....	7
(3) 計画策定ステップ.....	8
1-5 教育を取り巻く社会情勢の変化.....	9
1-6 本市の教育にかかる現状.....	14
(1) 人口.....	14
(2) 幼児教育.....	15
(3) 学校教育.....	17
(4) 生涯学習.....	21
(5) 芸術・文化.....	22
(6) スポーツ.....	24
第2章 教育基本方針	25
2-1 教育理念.....	25
2-2 基本目標・施策体系.....	27
2-3 推進体制.....	29
(1) 計画の推進方策.....	29
(2) 計画の進行管理.....	29
第3章 推進施策	30
基本目標 1 22世紀の礎を築く 富谷の学校教育.....	30
施策 1-1 幼児教育の充実.....	30
施策 1-2 魅力のある学校づくり.....	33
施策 1-3 学力の定着.....	36
施策 1-4 子どもに寄り添う特別支援教育の充実.....	41
施策 1-5 心の豊かさと社会を生き抜く力の定着.....	44
施策 1-6 健やかな心身の健康づくり.....	51
施策 1-7 地域・学校・家庭のつながりの強化.....	55
施策 1-8 快適・安全・安心な教育環境の整備.....	61
基本目標 2 循環型生涯学習社会の推進.....	65
施策 2-1 生涯学習推進体制の充実.....	65
施策 2-2 公民館活動の充実.....	71
基本目標 3 芸術・文化の継承・創造、文化財の保護・活用.....	73
施策 3-1 芸術・文化の継承・創造.....	73

施策 3-2 文化財の保護・活用	75
基本目標 4 生涯スポーツの推進	77
施策 4-1 生涯スポーツを楽しむ機会の充実	77
施策 4-2 指導体制の充実、競技スポーツの普及	80
施策 4-3 生涯スポーツを支える体制・環境の充実	82
参考資料	85
(1) 富谷市教育振興基本計画策定委員会条例.....	85
(2) 第2期富谷市教育振興基本計画策定委員会委員.....	86
(3) 策定経過	87

第1章 計画の基本事項

1-1 計画策定の趣旨

本市は、平成28年10月10日に市制施行し、令和2年国勢調査では人口51,651人となり、『住みたくなるまち日本一 ～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～』という将来像を定め、まちづくりを進めています。

市教育委員会では、平成30年3月に教育振興に向けた施策を総合的・計画的に進めるために、地域の実情に応じた基本的な計画である「富谷市教育振興基本計画」を策定しました。計画期間である平成30年度～令和4年度までの5年間、「学び合う 高め合う 尊び合う 富谷の教育 ～人生100年時代の教育環境を目指して～」の教育理念を基に、教育環境の充実や様々な教育課題に取り組むための4つの基本目標と、その目標達成に向けた施策と重点事業について体系化し、本市の教育振興のための様々な取組を進めてきました。

このような状況を踏まえ、令和4年度末に第1期の計画期間が終了することから、令和5年度を計画初年度とする「第2期富谷市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画では、少子高齢化や人口減少の進行、SDGs実現の取組、経済活動のグローバル化やICTの発展など、教育を取り巻く社会変化の動向等を踏まえ、今後5年間に取り組む本市の教育の基本目標と施策の体系について示すものです。



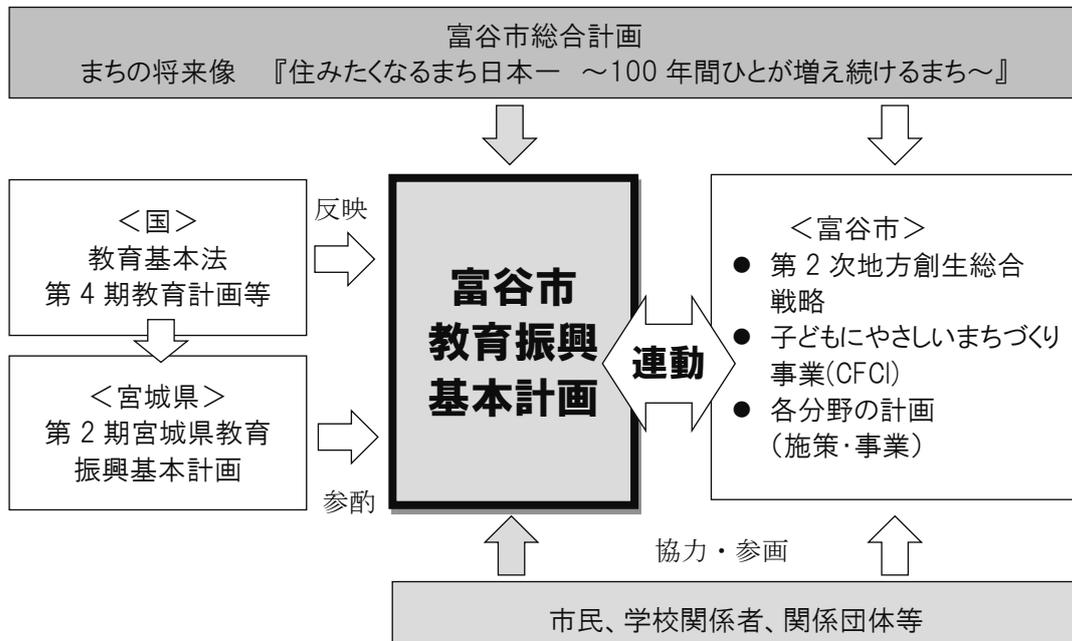
1-2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「市町村教育振興基本計画」と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条に基づく「教育大綱」に該当するもので、市政の最上位計画である富谷市総合計画の分野別計画として教育施策のマスタープランに位置付けられます。

市教育委員会では、平成27年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、総合教育会議の設置と、教育大綱の策定（平成27～28年度）を行い、平成29年度には第1期教育振興基本計画を、そして、このたび本計画を策定しています。

本計画は、教育基本法、関連法令、国の学習指導要領及び幼稚園教育要領、「第4期教育振興基本計画」、宮城県の「第2期宮城県教育振興基本計画」、本市の諸施策との連動を図りながら、実効性の高い教育施策を推進します。

<計画の位置付け>



【参考】教育基本法 第17条

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本市の教育施策は、「富谷市総合計画(平成28～令和7年度)」の中で、将来像を実現する4本柱(基本方針)のうち、「暮らしを自慢できるまち!」「教育と子育て環境を誇るまち!」として位置付けられています。

本計画は、「暮らしを自慢できるまち!」では、住み心地の良さを実感できる豊かなまちづくり、「教育と子育て環境を誇るまち!」では、創造性豊かな教育環境、あらゆる世代の生涯学習、伝統文化の未来への継承を具体的に推進することを目指しています。

富谷市総合計画の4つの基本方針

【基本方針-1】暮らしを自慢できるまち!	
4 住み心地の良さを実感できる豊かなまちを創ります	②住み心地の良さを感じる居住環境を誇れるまちづくり(住宅・公園・上下水道)
【基本方針-2】教育と子育て環境を誇るまち!	
1 創造性豊かな教育環境のまちを創ります	①豊かな心と健やかな身体を育む教育環境づくり(教育・青少年健全育成) ②国際化・多様化に子どもたちをつなぐ教育環境づくり(教育・国際交流)
2 あらゆる世代が生きがいを感じて暮らせるまちを創ります	①生涯にわたって創造性や個性が活きるまちづくり(生涯学習) ②躍動感あふれる動きに満ちたまちづくり(スポーツ・レクリエーション)
3 伝統と文化を誇れるまちを創ります	①伝統文化を未来につなぐまちづくり(芸術・文化)
【基本方針-3】元気と温かい心で支えるまち!	
【基本方針-4】市民の思いを協働でつくるまち!	

出典：富谷市「富谷市総合計画」

さらに、本市は、日本ユニセフ協会から「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)検証作業モデル自治体」の委嘱を受け、平成30年11月20日に「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言し、子どもの権利条約に基づき、5つの柱を基本とした取組を実施しています。

本市総合計画の後期基本計画(令和3～7年度)では、子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)の視点が追加され、推進庁内連携会議を通して職員の意識醸成を図るとともに、「わくわく子どもミーティング」を開催し、子どもたちの意見を行政に反映することを心掛けており、本計画においても子どもに関わる施策・事業の継続が図れるよう推進していきます。

ユニセフの「子どもの権利条約」4つの原則

- ・ 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- ・ 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- ・ 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
- ・ 差別の禁止(差別のないこと)

富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言 

「子どもの権利条約」に基づき、私たちは、

- 1.子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
- 2.子どもが安心安全に暮らすことができるまち
- 3.子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
- 4.子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち
- 5.子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

の5つを柱として



「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言いたします。



出典：富谷市 HP「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）について」

また、本市は、持続可能な開発目標SDGsに基づいた施策を図っており、全17の目標分野のうち、本計画では「目標1 貧困をなくそう」、「目標2 飢餓をゼロに」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標16 平和と公正をすべての人に」、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の9分野に関わる施策内容を含んでいます。



1-3 計画期間

本計画は、令和5年度を初年度とする5年間（令和5～9年度）とします。計画最終年度にあたる令和9年度に次期計画を策定する予定です。

ただし、計画期間中でも法制度の大幅な改正や社会動向の変化があった場合は、関係機関と協議の上、必要に応じて見直します。

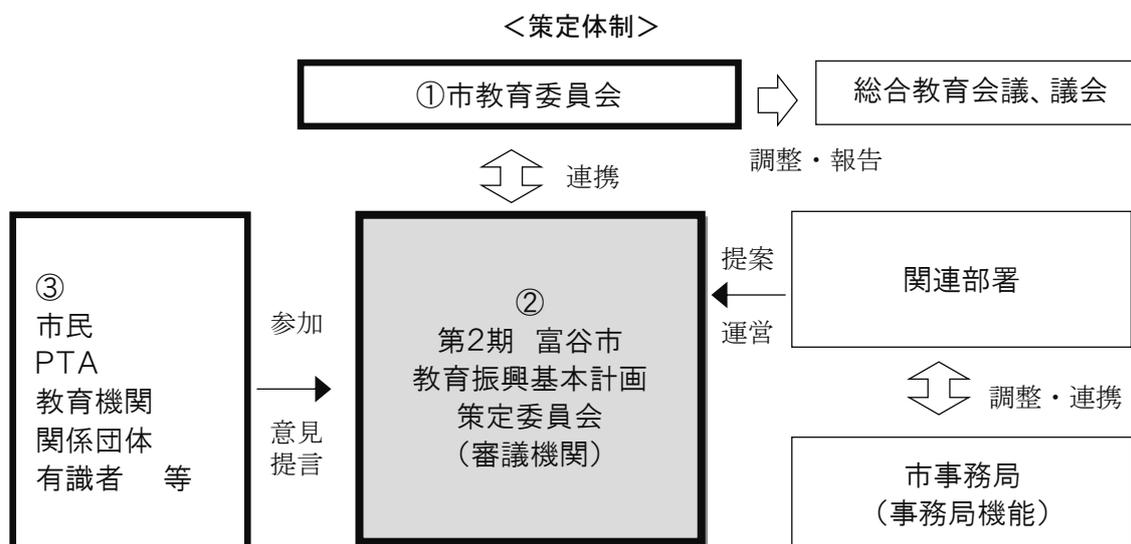
<計画期間>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
富谷市 第2期教育振興基本計画	(令和5～9年度)				
富谷市総合計画 前期(平成28～令和2年度) 後期(令和3～令和7年度)	(平成28～令和7年度)				
国 第4期教育振興基本計画	(令和5～9年度)				
宮城県 第2期宮城県教育振興基本計画	(平成29～令和8年度)				

1-4 計画の策定体制

(1) 策定組織

本計画策定にあたり、第2期富谷市教育振興基本計画策定委員会を設置し、また、保護者、学校関係者等の多角的な視点も取り入れる体制を構築し、本市独自の計画を策定しました。



①市教育委員会

本計画の決定機関として、計画策定委員会の提案に基づき、総合教育会議の意見を踏まえて、本計画を決定しました。

なお、事務局は、関連部署と連携して会議運営と庁内調整を行いました。

②第2期 富谷市教育振興基本計画策定委員会

本計画の審議機関です。学識経験者、PTA、学校教育、社会教育、企業関係者で構成します。市教育委員会から依頼を受け、計画の策定方法や計画内容、推進体制といった計画全般にわたる検討と取りまとめを行い、市教育委員会に計画案として提案しました。

③市民、PTA、教育機関、関係団体、有識者等

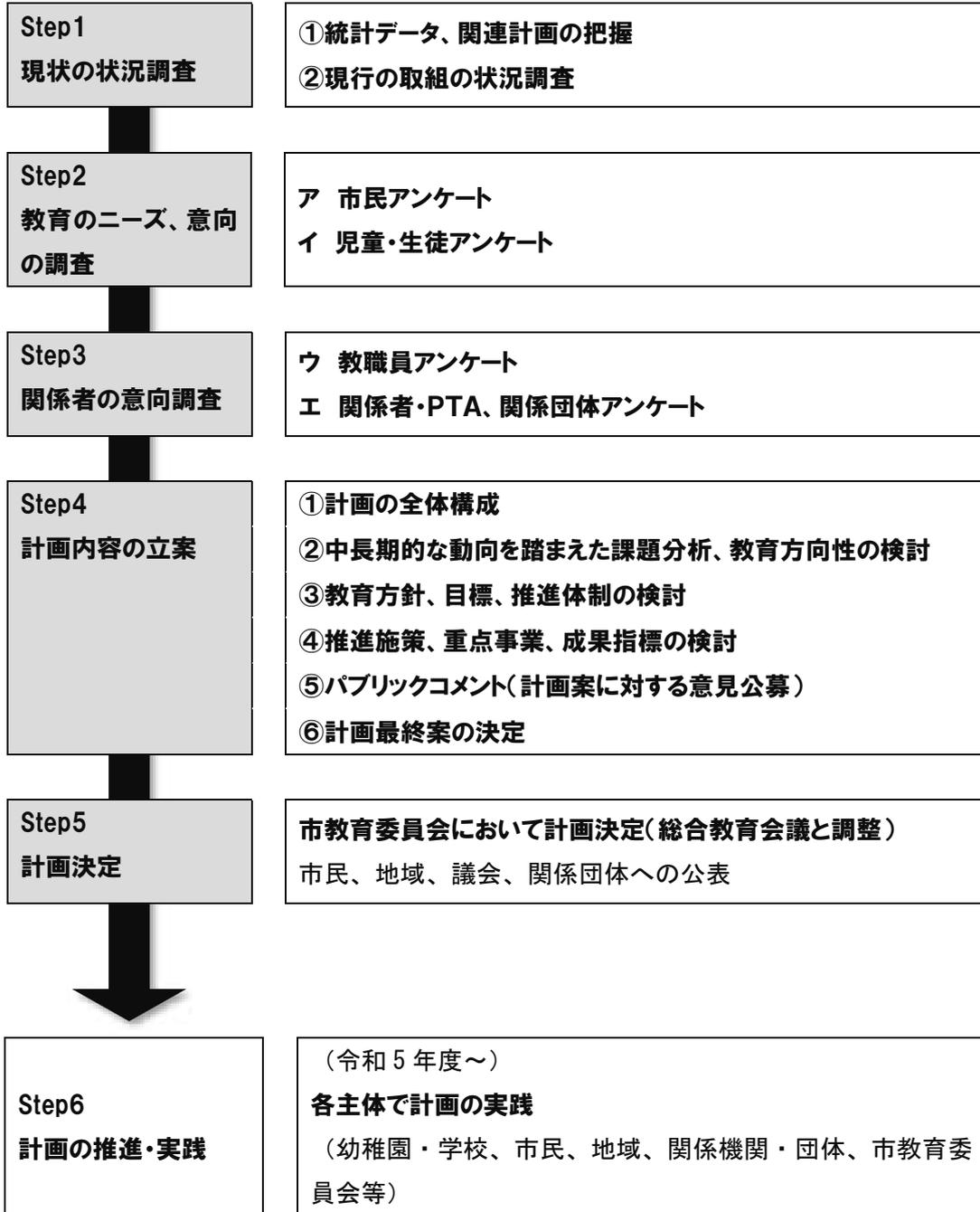
本計画を推進する主体者、協力者として、計画策定委員会に委員として参加するとともに、アンケート、パブリックコメント等を通じて計画全般への意見、提案をしました。

(2) アンケートによる意見収集

下記アンケートを実施し、市民の意識、各主体の意向等を把握し、施策への効果的な反映を行いました。

種別	実施方法・結果	調査のねらい
市民	<p>■市内在住の16歳以上から無作為抽出 配布数 1,400名 有効回答数 526名 回答率 37.6%</p> <p>■郵送による調査票の配布・回収及びWEB回答</p>	<p>○生涯学習、芸術・文化、運動・スポーツ活動への参加意向、地域貢献への意向等の把握、子どもの教育への支援・期待の把握（子育て世帯のみ対象）</p> <p>○施策立案、各主体の活動方針に反映</p>
児童・生徒	<p>■小学生（市内各校の5学年より抽出） 計260名 中学生（市内各校の1学年及び3学年より抽出） 計326名 配布数 586名 有効回答数 565名 回答率 96.4%</p> <p>■小・中学校を通じた調査票の配付・回収</p>	<p>○学校・家庭や地域での生活の様子、学習に対する意識等を把握</p> <p>○施策立案、学校運営に反映</p>
教職員 (幼稚園、小・中学校)	<p>■園長・校長、教頭、教務主任、特別支援教育担当、スクールカウンセラー等 配布数 81名 有効回答数 77名 回答率 95.1%</p> <p>■園、小・中学校を通じた調査票の配付・回収</p>	<p>(教育を実践する主体の意向)</p> <p>○園、小・中学校の運営、専門分野の課題、改善点を把握 指導体制、指導方法、地域連携の改善、市教育委員会の役割に反映</p>
関係者 P T A 関係団体	<p>■PTA連合会、地域コーディネーター、文化協会、芸術協会、スポーツ協会、老人クラブ等 配布数 33名 有効回答数 29名 回答率 87.9%</p> <p>■郵送による調査票の配布・回収</p>	<p>(教育・学習を支える主体の意向)</p> <p>○活動上の課題、教育施策への期待を把握</p> <p>○団体活動への支援、市教育委員会の役割に反映</p>

(3) 計画策定ステップ



1-5 教育を取り巻く社会情勢の変化

(1) 教育基本法の改正

科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化したことから、平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに全面的に改正されました。改正教育基本法では、それまで掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しています。

(2) 新たな地方教育行政制度の開始

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。改正法では教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなど、制度の抜本的改革を行うものとなりました。また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。

(3) 学習指導要領の全面実施

学習指導要領は、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施され、高等学校では令和4年度の入学生から年次進行で実施されております。また、幼稚園では、平成30年度に幼稚園教育要領が実施されており、特別支援学校は、小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施されております。

子どもの「生きる力」を育むために、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指すものとなっており、新しい時代を生きる子どもに必要な力を「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力として整理されました。

(4) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年1月に中央教育審議会において、社会のあり方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など「予測困難な時代」、社会全体のデジタル化・オンライン化など急激に変化する時代の中で、育むべき資質・能力の育成のため、改訂された学習指導要領を着実に実施することが求められています。

また、ICTの活用により一人ひとりの児童・生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

(5) いじめの防止等のための基本的な方針の改定

平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が公布され、地方公共団体に対しては、国の「いじめ防止基本方針」を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な方針の策定に努めることが規定されました。

平成29年3月には、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義を限定的に解釈してはならないことなどについて見直されました。

(6) 社会教育法等の改正

平成29年4月には、社会教育法の一部改正により、地域住民の自主的な学びの成果を活用し、学校と連携・協働して子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村教育委員会が必要な措置を講ずることなどが新たに規定されました。

(7) 社会教育関連の答申

平成30年12月に、中央教育審議会において「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申がなされ、人口減少社会における、新しい地域づくりを進めるための学習・活動のあり方及び今後の社会教育の振興方策がまとめられました。

答申では、今後、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとし、そのうえで、地域における新時代の社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」が提示されました。

(8) 「文化芸術推進基本計画」の策定

これまで、文化芸術全般にわたる基本的な法律である「文化芸術振興基本法」に基づき、「文化芸術立国」の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組が進められてきましたが、少子高齢化や急速なグローバル化、情報技術の進展等社会状況が著しく変化する中、観光やまちづくり、国際交流等、多様な分野との連携を視野に入れた、総合的な文化芸術政策の展開が、一層求められるようになりました。

このような中、文化庁は「文化芸術振興基本法」の一部を改正し、「文化芸術基本法」（平成29年6月）を施行し、また、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月）を策定しました。

計画では、文化芸術の本質的価値や社会的・経済的価値を文化芸術の継承や創造に活用し、好循環させることで文化芸術立国の実現を目指すとし、文化芸術を通じた社会包摂による心豊かで多様性のある社会等、今後の文化芸術政策が目指すべき姿を定めています。

(9) 文化財保護法の改正

文化財は、わが国の歴史や文化の理解のために欠くことのできない貴重な国民的財産であり、文化的な発展向上のために無くてはならないものですが、過疎化や少子高齢化などを背景に文化財継承の担い手の減少により、文化財の滅失や散逸等の防止が課

題となっています。

このような社会情勢を踏まえて、文化財を観光やまちづくりなど、他分野との連携を図り、地域社会総がかりで取り組むことができるように平成30年に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。また令和3年に「文化財保護法の一部を改正する法律」が公布され、文化庁は改正された「文化財保護法」に基づき、多種多様な文化財の保存と活用のための施策を講じています。

(10) 「第3期スポーツ基本計画」の策定

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）が平成23年8月に公布・施行されました。この法律に基づき、スポーツ立国の実現を目指す上での指針として、これまで第1期、第2期のスポーツ基本計画が策定され、スポーツの意義や価値が広く共有される「新たなスポーツ文化」の確立を進めてきました。

令和4年3月25日に策定された「第3期スポーツ基本計画」では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを実現できる社会を目指すため、①社会の変化や状況に応じて、柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点、②様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すという視点、③性別、年齢、障がいの有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、「誰もが」スポーツに「アクセスできる」ような社会の実現・機運の醸成を目指すという3つの「新たな視点」を基軸として、スポーツそのものが有する価値やスポーツが社会活性化等に寄与する価値をさらに高め、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーを継承・発展させるとしています。

(11) 子どもの貧困対策の推進

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策のひとつとして「教育の支援」が掲げられています。

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、子どもの「現在及び将来」を見据えた貧困を推進することとされました。

(12) 働き方改革の促進

平成31年1月に、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、文部科学省に、「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

また、持続可能な部活動と教師の負担軽減として、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが示されており、具体的な方策として、令和5年度以降、休日の段階的な地域移行や、合理的で効率的な部活動の推進が示されました。

(13) ウィズコロナ、アフターコロナにおける新しい生活様式

令和2年早々に発生した新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、社会経済活動の抑制が余儀なくされ、教育現場においては学校の臨時休業や行事の中止、生涯学習現場においても事業の中止など大きな影響を受けています。今後も国や県と連携し、安全・安心の確保のもと、感染症の拡大を防ぐための様々な対策を日常生活に取り入れる「新しい生活様式」など、柔軟な対応が求められています。

(14) 国の「第4期教育振興基本計画」の策定

改正教育基本法を踏まえ第1期から第3期までの教育振興基本計画に基づいて、教育改革が進められてきていますが、一方で、今、学校で学ぶ子どもたちが社会の中心になって活躍する2040年以降の社会は、これまでの日本社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ることが想定され、第4期教育振興基本計画も、そのような歴史の転換点に立っているとの認識を前提として策定が進められています。令和5年度からは、超スマート社会(Society5.0)を念頭に置き、ウェルビーイングの観点も踏まえ、「第4期教育振興基本計画」(計画期間：令和5～9年度)に基づき取り組みます。

(15) 宮城県の教育施策

宮城県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めるため、教育基本法に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」(平成22年度～平成31年度)を策定し、本県教育の振興を図ってきました。しかしながら、この間、人口減少とそれに伴う少子高齢化の急速な進行や、東日本大震災の発生等により、宮城県の子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化しているとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新しい教育委員会制度のもと、改めて宮城県における教育施策の方向性等を示す必要がでてきました。

このようなことから、第1期計画の後継計画として、宮城県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、平成29年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画」(平成29年度～令和8年度)を策定しました。

第2期計画では、計画の着実な推進により、計画期間である10年間を経過した段階で、次のような姿が実現していることを目指しています。

<目指す姿>

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

あわせて、目指す姿の実現に向けて、次の5つを第2期計画の目標として取り組んでいくこととしています。

第2期計画の体系

<目標1>

自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

<目標2>

夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

<目標3>

ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

<目標4>

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

<目標5>

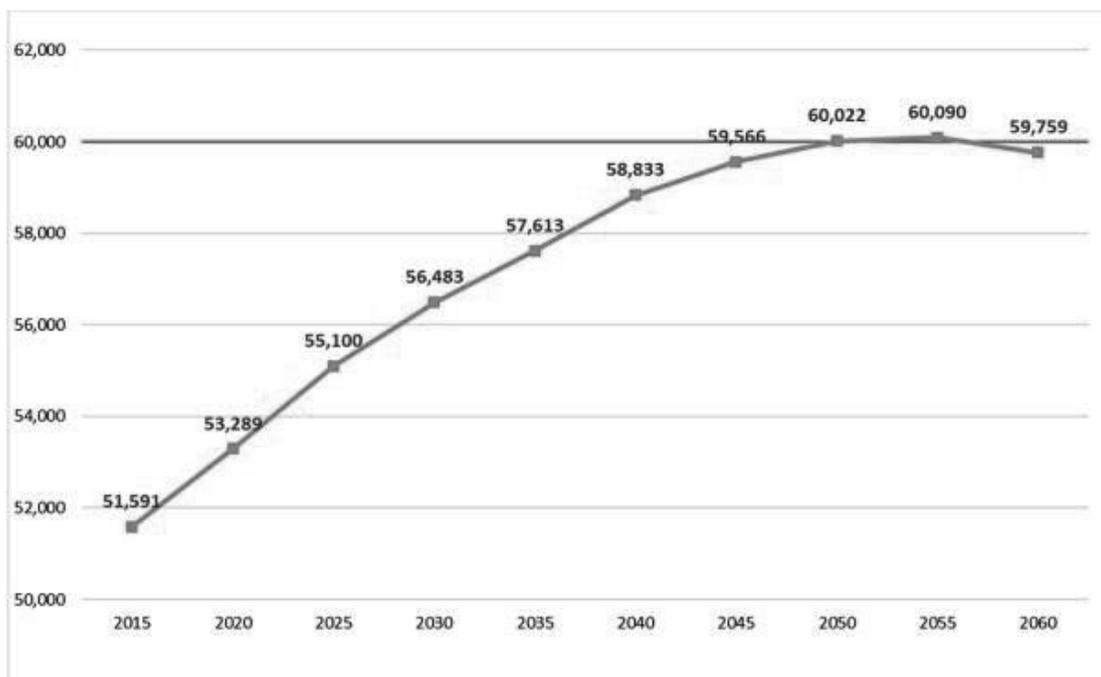
生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

1-6 本市の教育にかかる現状

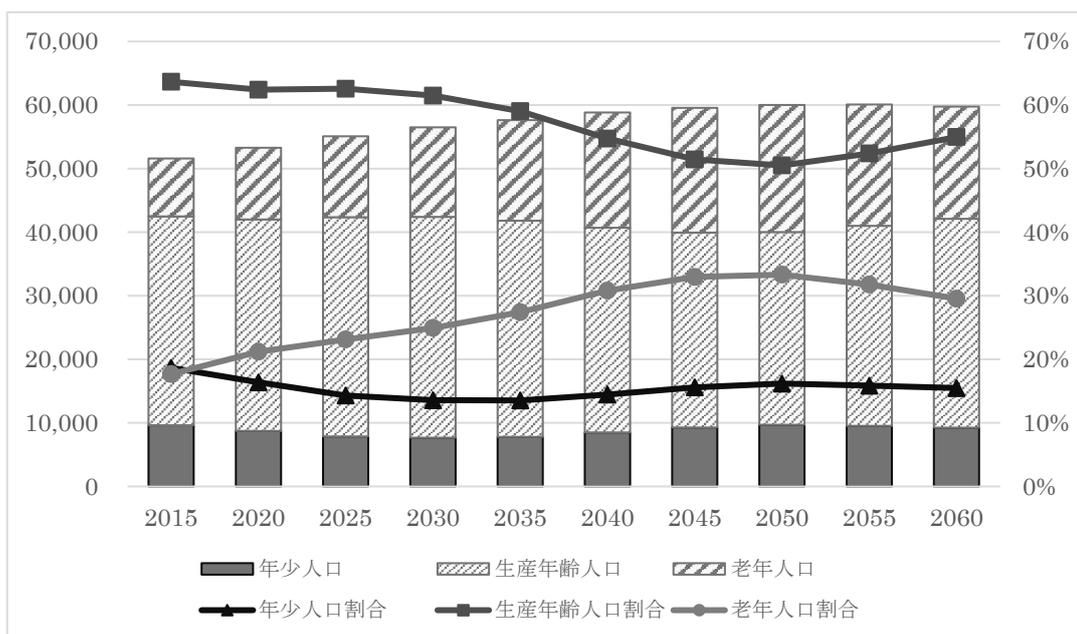
(1) 人口

本市は、昭和50年代から、東北最大の都市である仙台市のベッドタウンとして位置付けられ、宅地造成が進み人口が急速に増加してきました。国や宮城県人口は減少している一方で、本市の人口は、仙台経済圏としての位置付けの継続維持、そして多様な世代が生活するまちとしての機能及び宅地造成に伴う段階的、長期的な転入者の増加などから今後も増加傾向で推移していくものと展望しています。

＜富谷市人口ビジョン 目標人口＞



＜独自ケースに基づく年齢3区分別推計人口の推移＞



資料：『令和2年度第2次富谷市人口ビジョン』（一部デザイン改変）

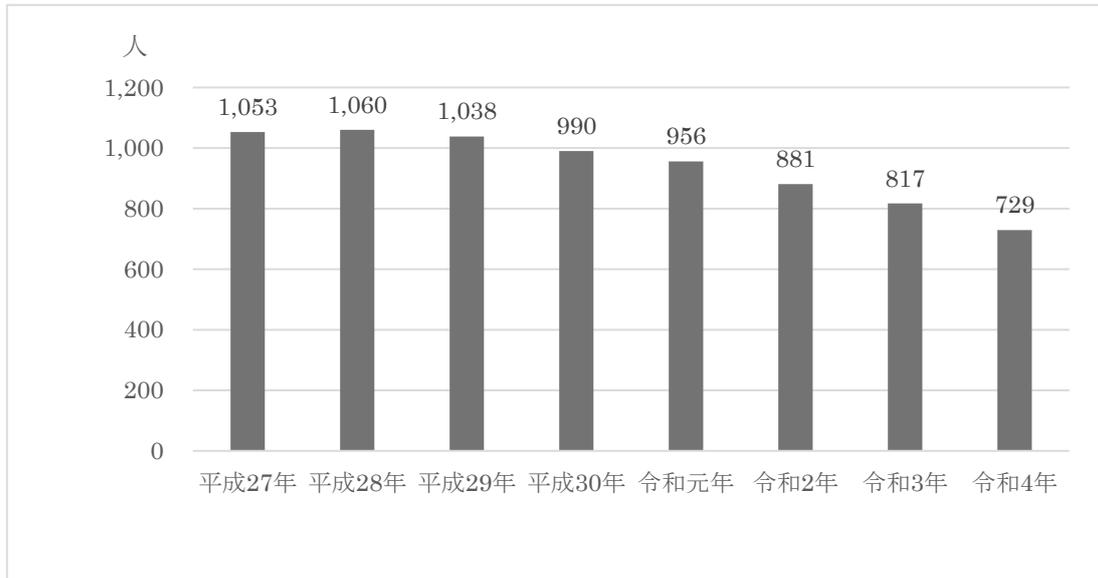
(2) 幼児教育

令和4年5月1日現在、市内には公立幼稚園1園、私立幼稚園3園が設置及び運営されています。東向陽台幼稚園は富谷市立幼稚園運営審議会より、民営化の答申を受け、令和2年度をもって閉園となりました。

また、幼稚園と保育所が一体となった幼保連携型認定こども園4施設が設置及び運営されています。

市内園に通う園児数は、平成28年をピークに年々減少傾向で推移しています。

＜市内園に通う園児数の推移＞



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

※こども園においては1号認定（教育時間認定）の園児数

＜市内の幼稚園・こども園＞

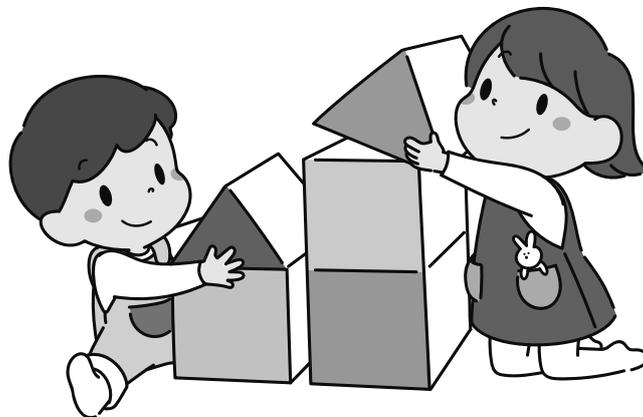
公立	富谷幼稚園
私立	鷹乃杜幼稚園
	ひより台幼稚園
	成田中央幼稚園
	とみや杜の橋こども園
	果樹園の森こども園
	若樹の森こども園
	アルシュ富谷こども園

（令和4年5月1日現在）

公立の富谷幼稚園では3年保育（3歳～5歳児）を行っています。園児数は、保育無償化後の令和2年度から入園児が定員を下回りはじめ、定員充足率は50%前後にとどまります。

園では周囲の自然環境や各施設との連携を生かした保育を展開するとともに、市内の小・中学校と同様、ユネスコスクール（注¹）に加盟し、「心身ともに調和のとれた健やかな幼児の育成」を目標に、幼児教育を実践しています。

近年、特別な支援を必要とする幼児の入園が増加していることから、特別支援員の配置や、こども発達センター等の専門機関との連携支援も行っています。



¹ ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。日本国内の加盟校数は、令和元年11月時点で1,120校となり、1か国あたりの加盟校数としては世界最大となっている。

ユネスコスクールの活動目的は次のとおり。

- ユネスコスクール・ネットワークの活用による世界中の学校と生徒間・教師間の交流を通じ、情報や体験を分かち合うこと
- 地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指すこと

（出典：文部科学省「日本ユネスコ国内委員会」）

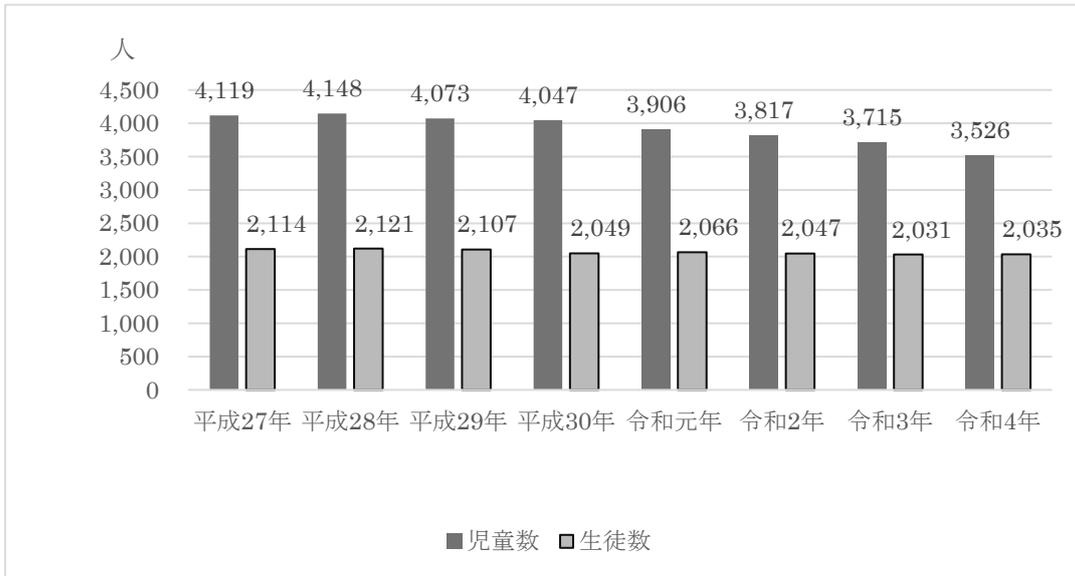
(3) 学校教育

令和4年5月1日現在、市内に公立小学校8校、公立中学校5校を設置しています。

小学校8校合計の児童数は、平成27～平成30年は4,000人台を推移していましたが、令和元年より4,000人を下回り、なお、減少傾向が続いています。

中学校5校合計の生徒数は、平成27年～令和4年まで、ほぼ横ばいで2,000人台を保っていますが、若干の減少傾向にあります。

<児童・生徒数の推移>



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

<市内の公立小・中学校>

公立小学校	富谷小学校
	富ヶ丘小学校
	東向陽台小学校
	あけの平小学校
	日吉台小学校
	成田東小学校
	成田小学校
	明石台小学校
公立中学校	富谷中学校（西成田教室含む）
	富谷第二中学校
	東向陽台中学校
	日吉台中学校
	成田中学校

資料：学校基本調査（令和4年5月1日現在）

①魅力のある学校づくり

本市では、独自の学校評価システムを構築し、各小・中学校の特色を生かす教育の実践とその自己評価を通じて、主体的で共同的な「学び合い」の教育を進めています。この教育を本市独自の授業スタイルとして定着することを目指し、平成28年度から、「ともに学び合い、聴き合う環境」「失敗も認め合い、その経験を次のチャレンジ、次の成長につなげていく環境」をつくりだす「学び合い」の授業を、全小・中学校で開始しています。

また、市内すべての小・中学校がユネスコスクールに加盟し、ユネスコ憲章に則るE S D（持続可能な開発のための教育）（注²）を推進し、今日的課題に対応できる教育を実践しています。さらに、小学校への英語等支援員の配置やユネスコスクール加盟による英語教育と国際理解を深める体験活動の充実、学力の基礎づくりとして各学校への学校図書館指導員の配置を行い、図書教育の充実に力を入れています。

②学力の定着

教職員自身の学習指導技術の質的向上と学び合う教師集団の確立に向けて、学び合い推進会議の開催、各学校1人1回以上の研究授業の実施、「学びの共同体」の理論を取り入れた授業改善等にも取り組んでいます。

また、令和2年度にG I G Aスクール構想により整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末配置が完了したことによるI C T機器の効果的活用や、デジタル教科書による“わかりやすい授業”の実施、特別支援教育支援員の全校配置等、児童・生徒一人ひとりの学習ニーズに対応できる学習指導体制の強化を図っています。

③子どもに寄り添う特別支援教育の充実

障がいを持つ児童・生徒及び保護者の理解を図るため、小・中学校に特別支援教育コーディネーターまたはスクールカウンセラーを配置し、学校の担任や保護者との綿密な連携、福祉分野や医療機関への橋渡しや情報交換を行っています。また、特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援教育支援員研修会も実施しています。

² E S D (Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育)は、未来まで営みを続けていくために、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題（社会が直面する今日的な課題）を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくことを身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

E S Dによって育む力は次のとおり。

○持続可能な開発に関する価値観

（人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等）

- 体系的な思考力（問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方）
- 代替案の思考力（批判力）
- データや情報の分析能力
- コミュニケーション能力
- リーダーシップの向上

（出典：文部科学省「E S Dを知ろう」）

④心の豊かさと社会を生き抜く力の定着

心がかよい合う園児・児童・生徒の育成を目指し、道徳の年間指導計画の整備、「学びの共同体」の実践による聴き合う関係や、失敗も認め合える集団の育成に取り組んでいます。こうした教育活動全領域での道徳教育及び学校いじめ防止基本方針の点検と見直し、ネットトラブルやネットいじめを防ぐSNS教室や中学生生徒会サミットの実施、いじめ問題対策連絡協議会の開催等を通じて、全国的な社会問題として顕在化している、いじめの未然防止と早期解決に取り組んでいます。

黒川けやき教室と心のケアハウスを統合して教育支援センターを新たに開設し、相談業務から具体的な支援までを一体的に実施し、その実施においては、教育相談員や教育専門員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、迅速かつ適切に対応する体制を確立しています。

また、教育支援センター開設に加え、令和4年度には東北初の不登校特例校となる富谷中学校西成田教室を開設し、一人ひとりに寄り添った教育の提供に努めています。

⑤健やかな心身の健康づくり

新型コロナウイルス感染症拡大により行動制限はあったものの、園児・児童・生徒の運動習慣の定着を目指し、外遊びの奨励、発達段階に応じた体育的行事並びに体育科授業の実践を行っています。

食を通した健康教育（食育）としては、「早寝、早起き、朝ごはん」の普及、他団体と連携した食育行事を実施しています。さらに学校給食センター（eは一と）による安全で栄養バランスの取れた学校給食の提供と栄養教諭・栄養士による学級活動等での食育授業も実施しています。

園児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、警察や消防と連携した各種教室・行事、発達段階に応じた防災教育の実施とともに、PTAをはじめ、富谷市青少年健全育成各地区連絡会やボランティア団体によるパトロールや交差点での見守り活動等の協力を仰ぎ、事故や災害、犯罪から子どもたちを守る活動に取り組んでいます。

東日本大震災をはじめ、地震や洪水など自然災害が近年多発しており、日頃からの備えが重要であることから、各学校で独自の防災訓練や地域と連携した防災訓練を実施し、防災意識の高揚に努めています。

⑥地域・学校・家庭のつながりの強化

本市では、教育活動や学校経営に関する情報発信を積極的に行い、地域・学校・家庭の連携による教育環境の向上に取り組んでいます。地域の豊富な人材を学校教育に活用するため、中学校区の公民館に地域学校協働本部を設置し、学校支援ボランティアと協力し多様な教育プログラム（協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」）を実施しています。

また、家庭教育の支援に向けて「早寝、早起き、朝ごはん」の啓発、PTA行事や家庭教育講演会を実施しています。

学社融合・協働の活動を含め、各学校の教育活動に関する自己評価、保護者評価、学校関係者評価委員の三者で評価する学校関係者評価委員会、学校評議員会を開催し、より良い学校教育を地域と一体となって進めながら、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核にした地域づくり」の実現に向け、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設立を目指します。

⑦ 快適・安全・安心な教育環境の整備

幼稚園では平成30年度、小・中学校では令和元年度に各普通教室へのエアコン設置を行っています。また、園児・児童・生徒が、安全で質の高い教育環境の中で安心して学ぶことのできる学校づくりを進めるため、老朽化した校舎の大規模改造や施設の修繕をはじめ、デジタル教科書の導入、パソコン・タブレット端末の整備、プログラミング教材や一般教材・教具・教育資料の購入を計画的に進めています。

学校施設長寿命化計画を策定し、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、安全・安心に利用することのできる学校施設の適切な維持管理に努め、日常的な点検や月1回の定期的な点検も実施しています。

学校施設の有効活用を図り、社会教育団体への学校開放を行っています。



(4) 生涯学習

①生涯学習推進体制の充実

生涯学習の主な活動拠点は、各地域に設置した6つの公民館、西成田コミュニティセンター、総合運動公園、民俗ギャラリー、大黒澤苑及び小・中学校です。これらの生涯学習の拠点施設では、学びの場、交流の場、憩いの場となる機能の充実を図り、さらに民俗・考古・歴史資料の収集や活用等も行っています。

生涯学習の活動の一つである中学生・高校生対象のジュニア・リーダー育成事業は、単位子ども会への派遣が増加し、活発になってきています。小学生高学年対象のイン・リーダー研修会も参加者が増え、活動に自主性・協調性・積極性がみられるようになってきています。

また、子どもたちの居場所づくりとして、地域のボランティアや公民館サークルの協力を得て、放課後子ども教室「とみやチャレンジキッズ」を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により現在は休止しています。

また、各公民館に設置した地域学校協働本部を中心に「地域学校協働活動」を実施しており、地域住民を交えた地域教育協議会を組織し、学校・行政・地域の連携を図っています。

富谷市民図書館については、図書館整備基本計画と管理運営計画を策定し、また、特産品などを使った「スイーツステーション」と「児童屋内遊戯施設」とを複合して、基本方針の策定と事業手法の決定を行い、基本設計を進めています。

②公民館活動の充実

生涯学習の拠点となる各公民館には、図書室、大ホール、プレイルーム・世代間交流室、会議室、研修室等が併設されています。この機能を活用し、社会教育指導員を中心に、幼児学級や学習講座の開催、高齢者教育事業の展開、生涯学習の情報提供等、地域・世代のニーズを考慮した公民館運営を、登録サークル、地域の関係機関やボランティアの方々と協力して行っています。

＜公民館及び公民館エリア内の公立幼稚園、小・中学校＞

富谷中央公民館	富谷幼稚園・富谷小学校・富谷中学校（西成田教室含む）
富ヶ丘公民館	富ヶ丘小学校・富谷第二中学校
東向陽台公民館	東向陽台小学校・東向陽台中学校・明石台小学校
あけの平公民館	あけの平小学校・富谷第二中学校
日吉台公民館	日吉台小学校・日吉台中学校
成田公民館	成田東小学校・成田小学校・成田中学校

（令和4年4月1日現在）

＜登録サークル数＞

分野	公民館 富谷 中央	富ヶ丘	東向陽 台	あけの 平	日吉台	成田	計
健康・スポーツ	13	21	18	11	24	30	117
教養・趣味	24	16	15	16	13	7	91
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	37	37	33	27	37	37	208

(令和4年4月1日現在)

(5) 芸術・文化

①芸術・文化の継承・創造

本市の芸術・文化活動は、富谷市芸術協会と富谷市文化協会を中心に、市民の芸術・文化に対する意識の高揚、各団体・サークルの育成と交流を行っています。また、公民館活動では、芸術・文化関連の学習講座の実施や「小さな小さな美術館」の設置等を行い、地域に根ざした芸術・文化活動のすそ野を広げています。

毎年、芸術・文化イベントとして、とみやマーチングフェスティバル、各公民館まつりを開催しており、市民の芸術・文化意識の啓発、団体同士の交流、練習の成果を発表する機会となっていますが、新型コロナウイルス感染症拡大により近年は中止を余儀なくされています。

②文化財の保護・活用

本市には令和3年に富谷黒川地区で初めてとなる国の登録有形文化財（建造物）に登録された旧佐忠商店（富谷宿）をはじめ、富谷の田植踊、榊流永代神楽、天津流南部神楽、代官松、亀杉等の有形・無形の文化財やしんまち地区の街並み等、歴史的・文化的資源が数多く存在します。

近年の文化財保護法の抜本的な改正により「保存」から「活用」の視点も含めることが重視されています。本市の貴重な文化財の保護・活用に向けて、無形民俗文化財保持団体の支援・育成、文化財の調査、適切な管理、音声・映像・写真等での記録保存、文化財パトロール等を行っています。協働教育事業で宮城県指定無形民俗文化財「富谷の田植踊」の継承事業を行いました。

平成30年7月に富谷市まちづくり産業交流プラザ「TOMI+」内に民俗ギャラリーを移転オープンし、令和3年には富谷宿観光交流ステーション「とみやど」内に内ヶ崎作三郎記念館を開館しています。

区 分		種 類	名 称
国登録文化財	有形文化財	建造物	旧佐忠商店（富谷宿）店舗及び主屋
	有形文化財	建造物	旧佐忠商店（富谷宿）門
県指定文化財	有形文化財	考古資料	銅製経筒
	民俗文化財	無形民俗文化財	富谷の田植踊
	記念物	天然記念物	鹿嶋天足別神社のアカガシ
市指定文化財	有形文化財	彫刻	金竜・牡丹に唐獅子
	有形文化財	彫刻	石像政宗公騎馬姿
	有形文化財	彫刻	薬師如来像・仁王像・十二神将像
	有形文化財	彫刻	大清水の石盥
	民俗文化財	無形民俗文化財	榊流永代神楽
	民俗文化財	無形民俗文化財	天津流南部神楽
	記念物	史跡	亀石
	記念物	天然記念物	代官松
	記念物	天然記念物	かめ杉
	記念物	天然記念物	水芭蕉

資料：富谷市「指定文化財・登録有形文化財一覧」

(6) スポーツ

①生涯スポーツを楽しむ機会の充実

総合型地域スポーツクラブは、とみやスポーツクラブに名称変更となりました。近年の市民の健康志向、生活習慣病予防や高齢期の運動器機能向上等へのニーズの高まりに応えるため、トレーニング講習会を毎月開催するとともに、トレーニング機器の更新や各種スポーツ教室をとみやスポーツクラブに委託し実施しています。

また、市主催のグラウンド・ゴルフ、卓球、バドミントン、バレーボール等の各種大会の開催、年齢や技術に関係なく、誰もが楽しむことのできるニュースポーツの普及に取り組んでいます。

②指導体制の充実、競技スポーツの普及

これまでチーム活動の拠点ホームタウンとして女子バレーボールチーム「リガーレ仙台」へ練習会場の提供などの支援を行ってきましたが、令和3年6月にホームタウンパートナー協定を締結し、バレーボールを通じた地域スポーツ振興に取り組んでいます。

また、仙台大学との連携協定を締結し、大学の支援による質の高い指導を受けられる体制を整えました。さらに、令和3年1月には大塚製薬株式会社と、スポーツによる健康づくりの増進に関する包括的連携協定を締結し、協働による地域社会の課題解決に向けた活動に取り組んでいます。

スポーツの環境づくりには欠かせないスポーツ推進委員の養成と資質の向上を図っており、競技スポーツの指導とともに、地域活動、幼稚園、保育所、小・中学校への派遣等により、運動習慣の定着に幅広く活動しています。

③生涯スポーツを支える体制・環境の充実

本市では、平成28年度に富谷市総合計画が策定され、平成29年度には富谷市教育振興基本計画が策定されたことから、平成31年に計画期間を平成31年度～令和5年度とする「富谷市スポーツ推進計画」を策定しています。

学校体育施設の開放、総合運動公園の定期点検や計画的な整備を進め、スポーツ拠点施設の利便性と安全性の向上に努めており、令和4年6月には、「社会教育施設長寿命化計画」を策定し、スポーツ施設、公民館をはじめとする社会教育施設の計画的な整備を図っています。

第2章 教育基本方針

2-1 教育理念

学校教育、生涯学習、芸術・文化、生涯スポーツ施策を包括する本市の教育理念と、教育の目標として目指す人間像を次のように定めます。

◎教育理念◎

学び合う 高め合う 尊び合う 富谷の教育

～人生100年時代の教育環境を目指して～

教育理念の「学び合う」とは、ESD（持続可能な開発のための教育）を基盤として、成功や失敗を糧に学び合う中で子どもたちの自己肯定感を高め、社会を生き抜く力を自ら育むこと、そして、教職員、保護者、地域の大人たちも子どもたちと一緒に成長する、本市独自の「地域とともに育つ」学校教育を大切にすることです。

「高め合う」とは、地域・学校・家庭の中で、親子同士、友人同士、隣人同士、仲間同士が切磋琢磨しながら、芸術・文化、スポーツ、地域づくり等、様々な活動や交流を通じて視野を広げていく、生涯にわたってお互いに高め合う教育を大切にすることです。

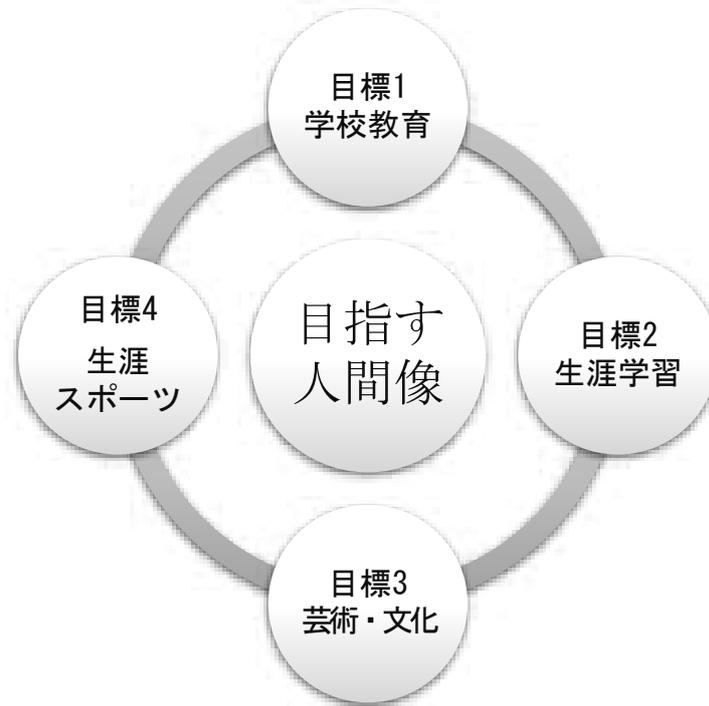
「尊び合う」とは、グローバル化する時代にあって、郷土を愛し、富谷を誇りにする心を育み、性別、国籍、出自、心身の状況にかかわらず、一人ひとりの挑戦をみんなで応援する心を育む教育を大切にすることです。

◎目指す人間像◎

**郷土を愛する心、地域や世界で活躍する力で、
「22世紀の富谷」の礎（いしずえ）をつくる人**

目指す人間像は郷土の自然・歴史・文化を愛する心を持ち、地域や世界で活躍する、本市の次世代を担う人間像を表現します。

◎教育の基本目標◎



本市で学び、成長していく、次代を担う子どもたちを応援し、互いに助け合い尊び合える人生100年時代を念頭に置いた「世代の好循環（サイクル）」を目指します。

2-2 基本目標・施策体系

基本目標1 二十世紀の礎を築く 富谷の学校教育

施策1-1
幼児教育の充実

- 1 幼稚園教育要領を踏まえた特色ある幼児教育の実践
- 2 幼児教育体制の充実
- 3 継続して学び合う力を育成する連携体制の充実
- 4 子育て家庭への支援の充実
- 5 公立幼稚園・私立幼稚園の役割の確立

施策1-2
魅力のある
学校づくり

- 1 学校評価を生かした教育課程の編成
- 2 ユネスコスクール活動・ESD（持続可能な開発のための教育）の推進
- 3 学校図書館を活用した読書習慣の形成<<重点事業>>

施策1-3
学力の定着

- 1 学び合う教師集団の確立と「学び合い」の授業の定着
- 2 課題解決的な学習の推進
- 3 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の実施
- 4 情報活用能力の定着
- 5 学力差をなくす学習環境の推進

施策1-4
子どもに寄り添う
特別支援教育の充実

- 1 一人ひとりのニーズに即した特別支援教育の充実
- 2 障がいを持つ児童・生徒に寄り添うための多様な連携の推進
- 3 障がいに関する理解の普及

施策1-5
心の豊かさと社会を
生き抜く力の定着

- 1 教育活動全領域での効果的な道徳教育の実践<<重点事業>>
- 2 組織的・計画的な生徒指導による基本的な生活習慣の確立
- 3 福祉教育の充実
- 4 環境教育の充実
- 5 英語教育、国際理解教育の推進
- 6 ふるさと「富谷」に誇りと愛着を育む教育の推進<<重点事業>>
- 7 教育相談・就学相談の充実<<重点事業>>
- 8 いじめの未然防止と早期解決の体制の充実<<重点事業>>
- 9 不登校対策の組織的な推進<<重点事業>>

施策1-6
健やかな心身の
健康づくり

- 1 適切な運動の計画的実践と環境の充実
- 2 学校給食センター（e1はーと）を活用し、家庭と連携した食育の充実
- 3 心身の健康指導と生活支援の実施
- 4 発達段階に応じた防犯・防災・安全教育の充実

基本目標1 二十一世紀の礎を築く富谷の学校教育	施策1-7 地域・学校・家庭の つながりの強化	1 連携・協働による教育活動の推進 2 地域の人材等を活用した多様な教育プログラムの実践 3 家庭の教育力を支える環境づくりの推進 4 学校評価を活用した地域とともに育つ教育の推進
	施策1-8 快適・安全・安心な 教育環境の整備	1 教育施設・設備の計画的整備 2 学校施設の安全管理の徹底と有効活用 3 教材・教具・教育資料の整備 4 教職員のICT指導力向上 5 就学の経済及び生活支援
基本目標2 生涯学習社会の推進 循環型	施策2-1 生涯学習推進体制の充実	1 生涯学習推進基盤の整備《重点事業》 2 コミュニティ活動と生涯学習との連動
	施策2-2 公民館活動の充実	1 多様な学習講座と事業の展開 2 公民館の拠点機能の向上《重点事業》
基本目標3 芸術・文化の継承・ 創造、文化財の保護・活用	施策3-1 芸術・文化の継承・ 創造	1 郷土の伝統文化の継承 2 市民主体の芸術・文化活動の活性化
	施策3-2 文化財の保護・活用	1 文化財の保護・活用 2 文化財保持団体の育成・支援
基本目標4 生涯スポーツの推進	施策4-1 生涯スポーツを 楽しむ機会の充実	1 健康・体力保持増進活動の充実 2 コミュニティスポーツ活動の充実 3 みるスポーツ、支えるスポーツの普及
	施策4-2 指導体制の充実、 競技スポーツの普及	1 スポーツ・レクリエーション指導者の充実 2 競技スポーツの普及
	施策4-3 生涯スポーツを支える 体制・環境の充実	1 運動拠点施設の充実 2 生涯スポーツを支える体制の充実

2-3 推進体制

(1) 計画の推進方策

<関係部署との連携強化>

市内の保健・医療・福祉、社会基盤整備、観光振興、地域活性化等の関係部署との情報共有と職員意識の統一を図り、市教育委員会の主導の下、全市を挙げて効果的、効率的な教育施策を推進します。

<市民、地域、関係団体等の理解と意見反映>

本計画の内容や毎年度の進捗状況について、広報、ホームページ、関係施設、各団体等を通じて周知を図り、計画推進への理解と協力を仰ぎます。

子ども、保護者、学校、教職員、市民、地域、関係団体等から、本市の教育に関する意見をあらゆる機会を通じて継続的に把握し、教育施策の不断の見直しと、効果的、効率的な施策推進に反映します。

<財源の確保>

国及び県の制度を適切に活用し、計画の着実な推進に必要な財源の確保に取り組みます。

(2) 計画の進行管理

<市教育委員会事務事業の評価>

本計画の実効性を確保するためには、各施策の取組の状況や成果を点検・評価し、次の取組に生かしていくことが重要です。

市教育委員会の事務事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、毎年度、外部有識者を交えて点検・評価を着実にを行います。計画の進行管理として、計画 (Plan) →実施 (Do) →点検・評価 (Check) →改善 (Action) のPDCAサイクルにより、点検・評価の結果と改善すべき内容を反映しながら、各施策の取組を進めていきます。

評価結果は、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」として、本市ホームページで公表します。

また、この評価を踏まえ、「富谷市教育基本方針及び重点施策」を毎年度策定し、制度や環境の変化への適切な対応と教育施策の継続性を確保しています。

<計画の進捗状況の把握>

本計画の進捗状況は、所管部署において把握し、市教育委員会で計画の進捗状況を取りまとめ、市教育委員会及び総合教育会議に報告するとともに、本市ホームページで公表します。

第3章 推進施策

基本目標1 22世紀の礎を築く 富谷の学校教育

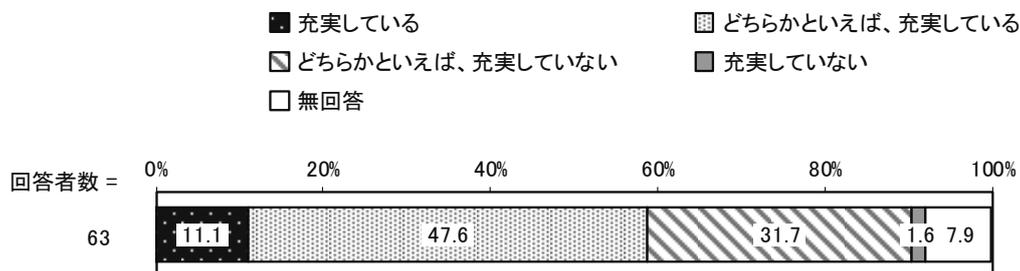
施策1-1 幼児教育の充実

<現状>

- 幼稚園教育要領に基づき、「心身ともに調和のとれた健やかな幼児の育成」を教育目標として、自然や地域の環境を生かして特色ある幼児教育を行っています。また、ユネスコスクールの加盟園として、栽培食育活動、地域・異年齢交流活動、金銭教育などについて取り組む「ひと環境プロジェクト」と、ごみの分別やエコ活動、地球にやさしい取組などについて考え実践していく「地球環境プロジェクト」の2つのプロジェクトに取り組んでいます。
- 特別な配慮が必要な幼児の受入れや、未就園児希望者の園見学や相談、保護者のニーズに応えた預かり保育の拡充など、市民の希望に沿った教育体制の構築を進めています。
- 東向陽台幼稚園の閉園、民営化を行っており、富谷幼稚園についても答申で示された民営化への円滑な移行に向けて、先例情報等を集約し、検討を行っています。

【市民アンケート】

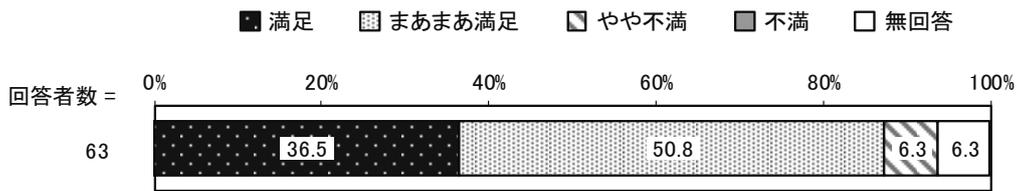
市内では、子育てを学ぶ機会、家庭教育など地域や幼稚園などで親として学ぶ機会が充実していると思いますか。



「充実している」と「どちらかといえば、充実している」をあわせた割合が、58.7%となっており、さらなる機会の充実が必要と考えられます。

【市民アンケート】

お子さんが通っている幼稚園について満足していますか。



幼稚園の満足度について「満足」と「まあまあ満足」をあわせた割合が87.3%となっています。

＜今後の課題＞

- 幼稚園教育要領に基づき、生きる力を育むための「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を環境や遊びを通じて一体的に育成する教育の推進、幼小接続推進における継続した取組、ユネスコスクールの趣旨及び園内の環境を生かした特色ある幼児教育の実践をさらに推進することが必要です。
- 全国的な傾向と同様、本市においても増加傾向のみられる特別な配慮を必要とする幼児への支援体制の強化と職員の資質向上、小1プロブレム（注³）を解消する幼・保・小連携事業の推進及び関係機関との協働的な取組のさらなる工夫が必要です。
- 今後も保育の必要性は多様化することが予想され、子育て及び就労を含めた家庭の両立支援や、子育てについて学ぶ機会のさらなる充実を図るなど保護者のニーズに対応していくことが必要です。
- 富谷市立幼稚園運営審議会の答申を受け、富谷幼稚園の民営化に向けて、社会環境の変化や人口動態の変遷等を踏まえ、事業計画の具体的な検討を進めることが必要です。

＜施策の方向性＞

1. 幼稚園教育要領を踏まえた特色ある幼児教育の実践

教育総務課（幼稚園）

幼稚園教育要領に基づき、「心身ともに調和のとれた健やかな幼児の育成」を教育目標に、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、様々な人との交流活動、読み聞かせを通し、言葉に対する感覚や表現などを養います。

また、ユネスコスクールの趣旨を踏まえ、園の自然環境や地域の人材を生かしながら、食育、エコ活動、SDGsなどを含めた特色ある教育に継続して取り組みます。

³ 小1プロブレムとは、小学校入学時に身に付いているべき自制心が十分に育っていない、教室で学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しない等、小学校1年生が抱えている課題のこと。

◇主要事業◇

- ・幼稚園教育要領への迅速な対応
- ・公立幼稚園のユネスコスクール活動

2. 幼児教育体制の充実

教育総務課（幼稚園）

すべての幼児が保護者の希望に沿って教育を受けることのできる幼稚園を目指し、特別な配慮を必要とする幼児や家庭環境に配慮した支援体制と、教育設備の充実を計画的に行います。また、個々に合わせて支援を行うために必要な、専門的知識と支援方法について研究します。

◇主要事業◇

- ・幼児のニーズに合った職員の配置

3. 継続して学び合う力を育成する連携体制の充実

教育総務課（幼稚園）

発達段階を踏まえた学び合う力の育成を継続するため、現在行われている幼・保または幼・小との連携以外に必要と考えられる内容を洗い出し、研究していきます。

幼児期から児童期の発達を見通しつつ、地域の幼児教育と小学校教育（低学年）の関係者が連携し、すべての子どもに学びや生活の基盤を育む幼保小の架け橋プログラムの推進を図ります。

◇主要事業◇

- ・幼・保・小連携強化のための事業の実施

4. 子育て家庭への支援の充実

教育総務課（幼稚園）

公立幼稚園と保健・医療・福祉分野との連携を強化し、子育てについて学ぶ機会のさらなる充実を図るなど子育て家庭への教育支援のあり方を検討します。

今後も予想される保育の必要性の多様化に応じて、子育て及び就労を含めた家庭の両立支援を図るため、保護者のニーズに応えながら、引き続き補足給付や預かり保育を実施していきます。

◇主要事業◇

- ・子育て家庭への教育支援に向けたあり方の検討、関係機関の連携強化
- ・利用ニーズに対応する預かり保育の実施

5. 公立幼稚園・私立幼稚園の役割の確立

教育総務課（幼稚園）

富谷市立幼稚園運営審議会の答申「今後の公立幼稚園のあり方」（平成29年度）を受け、富谷幼稚園についても在園児に配慮し、市民のニーズを検証していくとともに、私立幼稚園を含めた市全体での幼児教育の充実を図りながら、今後の方向性について検討していきます。

◇主要事業◇

- ・公立幼稚園の民営化に向けた事業計画の検討

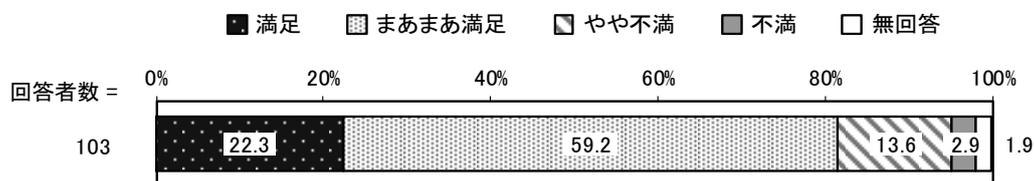
施策 1-2 魅力のある学校づくり

<現状>

- 学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程や、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組んでいます。また、学校経営の組織的・継続的な改善に向けて、学校評価を活用した適切な説明と改善により、保護者や地域住民等の理解と参画に努めています。
- 市内すべての小・中学校がユネスコスクールに加盟し、SDGsの観点から「持続可能な社会」の担い手の育成に向けて、地域の特性を生かした教育活動に取り組んでいます。
- 司書教諭（図書担当教諭）並びに学校図書館指導員を中心とした学校図書館指導計画に基づく実践に取り組んでいます。調べる学習などでは、探究的な学びの充実を図り、そのアウトプットとして、多くの児童・生徒が「図書館を使った調べる学習コンクール」に出品しています。
- 各学校で特色ある教育課程を編成し、児童・生徒が社会をたくましく生き抜く力、自分自身で人生を切り拓く力の育成に取り組んでいます。

【市民アンケート】

お子さんが通っている小・中学校について満足していますか。



「満足」と「まあまあ満足」をあわせた割合が81.5%となっています。

【市民アンケート】

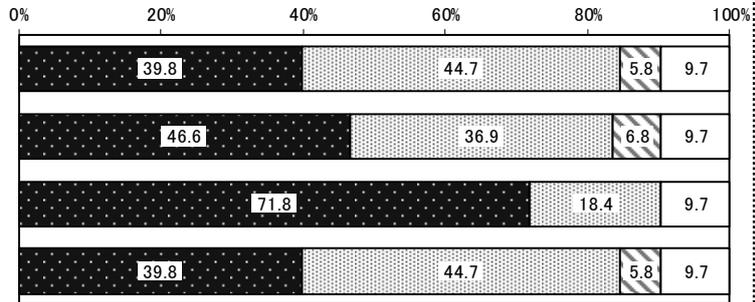
小・中学校における取り組みに対する重要度と実際の満足度をどう考えていますか。

<重要度>

■ 重要 □ まあ重要 □ あまり重要ではない □ 重要ではない □ 無回答

回答者数 = 103

家庭教育への支援



施設・環境(校舎、設備)の充実

教員の資質の向上、人員体制の充実

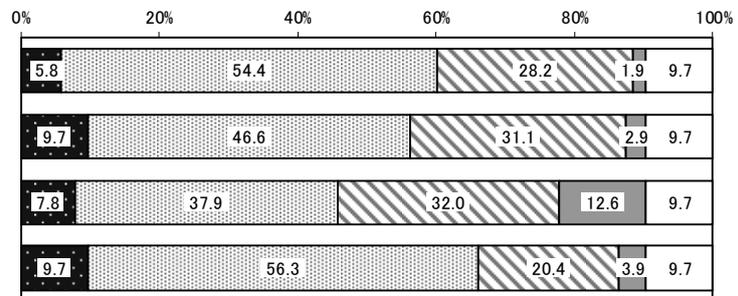
幼稚園・小・中学校との連携

<満足度>

■ 満足 □ どちらかといえば満足 □ どちらかといえば不満 □ 不満 □ 無回答

回答者数 = 103

家庭教育への支援



施設・環境(校舎、設備)の充実

教員の資質の向上、人員体制の充実

幼稚園・小・中学校との連携

「教員の資質の向上、人員体制の充実」について、「重要」と「まあ重要」をあわせた割合が90.2%と高くなっている一方で、「満足」と「どちらかといえば満足」をあわせた割合は45.7%となっています。

<今後の課題>

- 各教科を通して主体的・対話的で深い学びの発展的な実践を継続していくことが必要であり、学校評価の効果的な活用による質の高い教育の保障と改善に努め、保護者や地域の理解と参画の意識を高めることが必要です。
- ESD(持続可能な開発のための教育)の重要性を認識しながら、富谷ユネスコ協会との連携などユネスコスクールとしての強みを最大限に生かした教育活動の実践が必要です。
- 子どもたちの読書習慣の定着や探究的な学習の充実に向けた蔵書数の確保など、環境整備と指導スキル研修などのさらなる充実が必要です。
- 多様化・複雑化する社会を生き抜くため、児童・生徒が世界を取り巻く様々な状況を理解し、自ら課題を解決できる力を育成することが必要です。

＜施策の方向性＞

1. 学校評価を生かした教育課程の編成	学校教育課
----------------------------	--------------

学習指導要領で示された社会に開かれた教育課程と、学校評価等を活用した地域に開かれた学校運営により学校・家庭・地域の連携強化に努めます。

◇主要事業◇

- ・学習指導要領に合わせた教育課程の実施

2. ユネスコスクール活動・ESD（持続可能な開発のための教育）の推進	学校教育課
--	--------------

SDGsの観点を踏まえた探究的な学習過程を重視し、児童・生徒を中心とした主体的な学びの機会を充実させ、地域ならではの体験的な活動を取り入れていきます。

また、本市では、すべての小・中学校でユネスコスクールの認定を受けております。持続可能な社会を創造する力を身に付けることを目指すESD（持続可能な開発のための教育）の理解を深める教育を推進するため、学校が主体となって児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、自ら解決する力を系統的に育成する活動を実践します。

◇主要事業◇

- ・中学校区毎の小・中学校の一貫したESDカリキュラムの実践
- ・国内外のユネスコスクールとの交流

3. 学校図書館を活用した読書習慣の形成 《重点事業》	学校教育課・生涯学習課
--	--------------------

主体的・対話的で深い学びの定着に向け、研修等により教員の指導スキルを向上させ、学校図書館の学習情報センター機能と読書センター機能の相乗的な充実を図り、読書習慣の形成を図ります。また、富谷市民図書館との効果的な連携を図ります。

◇主要事業◇

- ・学校図書館指導計画の作成と活用
- ・ボランティア等を活用した読み聞かせや環境づくり

【成果目標】

指 標	成果目標	
	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
学校教育に対する市民満足度の向上	26.4% (令和2年度数値)	30.0%
学校支援ボランティアへの参加者数	2,149人	2,500人
小・中学校図書館蔵書数	128,063冊	132,440冊

資料：富谷市総合計画 後期基本計画

施策 1-3 学力の定着

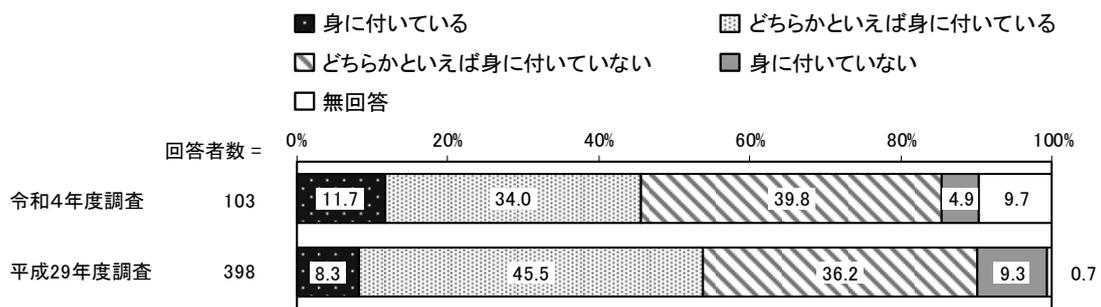
<現状>

- 学び合いの学習推進会議の開催など「学びの共同体」の理論に基づく研修会や実践を行っています。その実践にあたっては、本市各小中学校で取り入れている授業スタイルである「学び合い」の定着に向けて、授業の検証・改善サイクルを重視しながら継続的に取り組んでいます。また、GIGAスクール構想に伴い整備した一人1台のタブレット端末を効果的に活用するため、情報教育担当教諭を中心とした研修を行いながら、ICTの効果的な活用により児童・生徒一人ひとりに応じた授業を実践しています。
- 学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びの実践に向けて、学び合いの授業の充実を図りながら全教科横断的に取り組んでいます。また、課題解決型・探究型学習として、学校図書館の学習情報センター機能を効果的に活用しながら、年間を通した授業実践を行っています。
- 社会を生き抜くために必要な資質や能力を育てるという重要な役割を担うキャリア教育の視点で、キャリア教育プログラムを作成しています。
- 児童・生徒一人1台タブレット端末などGIGAスクール構想に基づき整備したICT環境を効果的に活用するため、情報担当教諭で構成する情報化推進リーダー会を中心として、ICT指導力の向上と実践に努めています。

【市民アンケート】

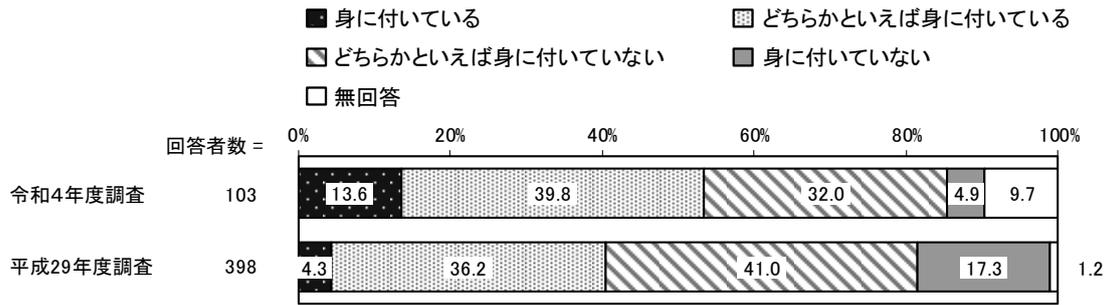
お子さんが通う小・中学校において実際に身に付いているかについて、どう考えていますか。

「自ら学ぼうとする意欲」



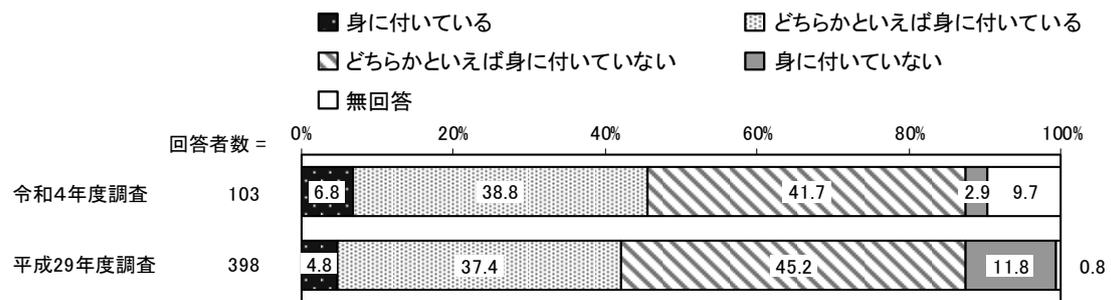
「身に付いている」と「どちらかといえば身に付いている」をあわせた割合が、平成29年度調査と比較すると8.1%減少しており、主体的な学びのさらなる実践が求められます。

「コンピュータを活用する力」



平成29年度調査と比較すると、「身についている」と「どちらかといえば身についている」をあわせた割合が12.9%増加しており、ICT環境が整備され、効果的な活用によるものと考えられます。

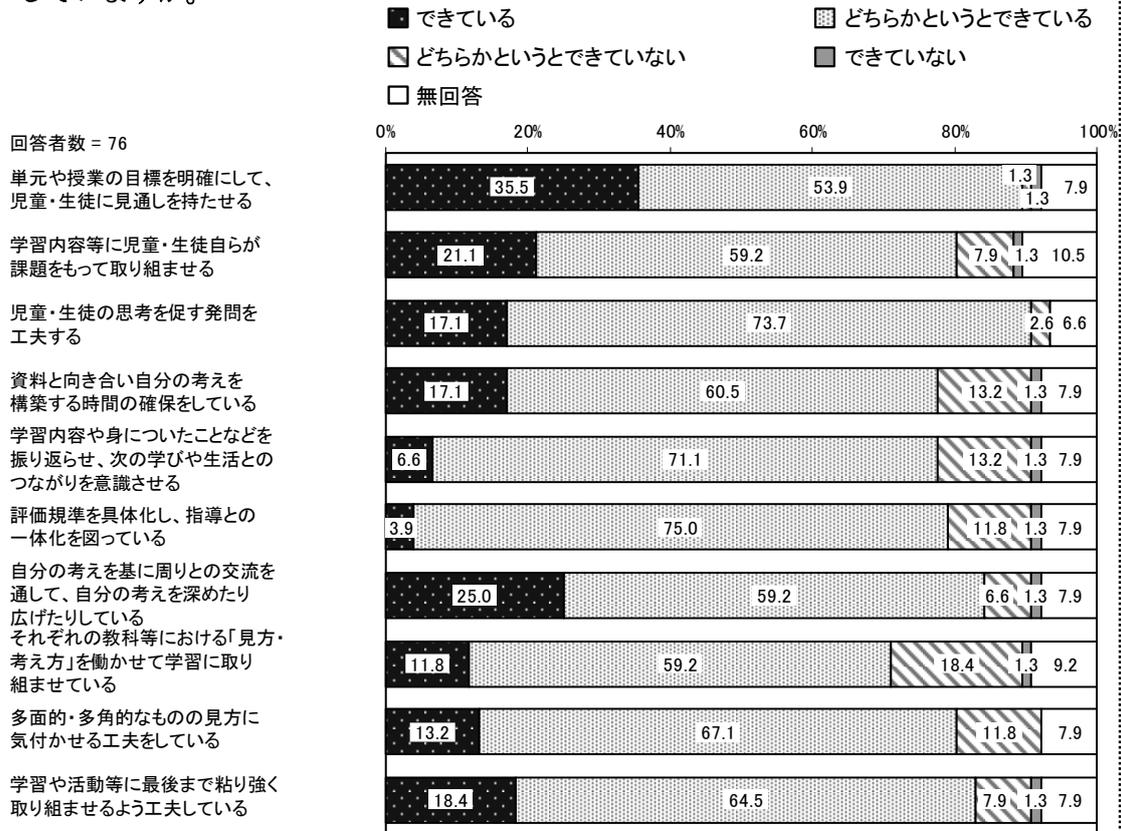
「自分の考えを表現する力」



平成29年度調査と比較すると、「身についている」と「どちらかといえば身についている」をあわせた割合が3.4%増加しました。また、「身についていない」の割合が大幅に改善されており、「学び合い」の授業の蓄積による成果であると考えられます。

【教職員アンケート】

「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、次のことについてどの程度実践していますか。



「できている」と「どちらかというときている」をあわせた割合が高い項目が多い一方、『それぞれの教科等における「見方・考え方」を働かせて学習に取り組ませている』では「どちらかというときていない」と「できていない」をあわせた割合が19.7%と、他と比較して高くなっています。

＜今後の課題＞

- 全教職員が「学びの共同体」の理論に基づく、教育の専門家としての同僚性を構築し、共通理解と共通認識のもとに、授業改善に努め、主体的・対話的で深い学びの着実な実践につなげることが必要です。また、GIGAスクール構想の実現に向けて、教職員のICTスキルの質を高める研修の充実を図るとともに、整備したタブレット端末のより効果的な活用に向けて、学校間あるいは教員間での差が生じないよう研究実践をさらに深める必要があります。
- より主体的に課題解決や探究する力を育成するためには、教職員の指導力を強化し、学び合いの授業を軸にしながら、図書やICT、体験活動など多様な形態で取り組める環境の充実を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大下での行動制限がある場合、想定した外部講師の招へいや職場体験等の実践ができない状況であることが課題となっています。

<施策の方向性>

1. 学び合う教師集団の確立と「学び合い」の授業の定着	学校教育課
------------------------------------	--------------

「学び合う・高め合う・尊び合う教育」という本市の教育理念に基づく学び合う教師集団の確立に向けて、学び合い推進会議と授業研究中心の市内研修会のさらなる充実を図ります。また、学力の確実な定着に向けて、全国学力学習状況調査等の結果を分析しながら、より具体的な改善策の実践検証に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・学び合い推進会議、授業研究中心の市内研修会の実施（拡充）
- ・「学びの共同体」パイロットスクールの指定

2. 課題解決的な学習の推進	学校教育課
-----------------------	--------------

児童・生徒の主体的な課題解決力を高める教育の一環として、「富谷市学校図書館を使った調べる学習コンクール」を継続するとともに、課題解決に向けた調べ学習など、一人ひとりのスキル向上を図ります。

◇主要事業◇

- ・「学び合い」の学習の実施（拡充）
- ・調べる学習相談会の実施

3. 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の実施	学校教育課
---------------------------------	--------------

高度化・複雑化・グローバル化する社会に対応できる資質や能力である「生きる力」を身に付けさせるためのキャリア教育の重要性を踏まえつつ、将来の進路決定にもつながる多様な機会の創出に努めます。

◇主要事業◇

- ・キャリア教育プログラムの実践

4. 情報活用能力の定着	学校教育課
---------------------	--------------

誰一人取り残すことなく、児童・生徒一人ひとりに公正に個別最適化の教育を提供し、情報活用能力を確実に育成できる環境の実現に努めます。

また、AIやIoT化が本格化する社会に備え、各教科学習の中でプログラミング的思考の育成に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・地域資源（人材、企業等）の活用

5. 学力差をなくす学習環境の推進**学校教育課**

家庭環境等による子どもたちの学力差を無くす学習環境を目指し、家庭学習支援の一環として、各児童・生徒に貸与されているタブレット端末の活用を促進し、予習・復習はもとより、長期休業中においても学習ソフト等を利用した学習ができるよう努め、家庭と連携しながら誰一人取り残すことのない教育の推進に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・ICT環境の有効活用



施策1-4 子どもに寄り添う特別支援教育の充実

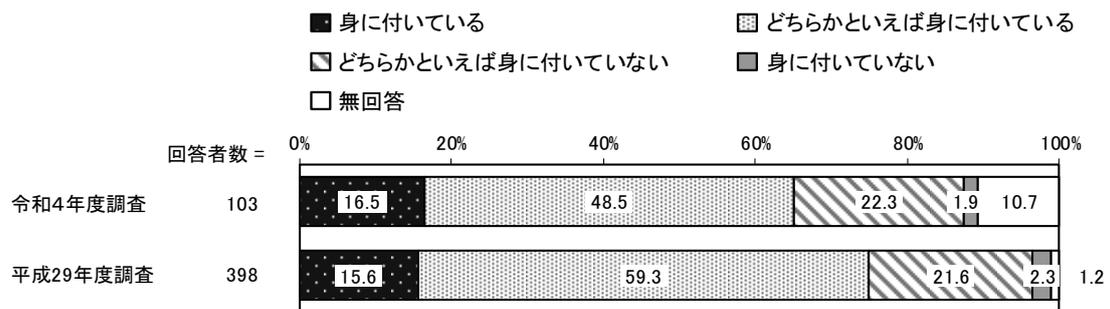
<現状>

- 宮城県立利府支援学校富谷校と連携を図りながら、一人ひとりに応じた最適解の教育を提供するため相談体制の充実に努めました。また、特別支援学級や通級による指導の充実を図るため、特別支援教育支援員を配置し、誰一人取り残すことのない教育の実現に向けた学習機会の提供に努めています。
- 障がいを持つ児童・生徒及び保護者に寄り添った支援をするため、特別支援教育コーディネーター研修会並びに特別支援教育支援員研修会を実施しています。
- 障がい者等相談支援事業者職員によるライフステージ別の保護者向け理解促進研修や児童クラブへの訪問による助言等を実施しましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。
- 各小・中学校に特別支援教育コーディネーターまたはスクールカウンセラーを配置し、学校の担任や保護者との綿密な連携、福祉分野や医療機関への橋渡しや情報交換を行っています。
- 国では障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ「インクルーシブ教育」(注⁴⁾)を推進しています。

【市民アンケート】

お子さんが通う小・中学校において実際に身に付いているかについて、どう考えていますか。

「障がいの有無にかかわらず、共に生きようとする意識・態度」



平成29年度調査と比較すると、「身に付いている」と「どちらかといえば身に付いている」をあわせた割合が9.9%減少しており、障がいへの理解や多様性を受け入れる環境の充実を図る必要があります。

⁴ インクルーシブ教育とは、「障害者の権利に関する条約」の第24条に基づく、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」の提供等が求められる。特別支援教育はインクルーシブ教育の重要な取組である。

＜今後の課題＞

- 一人ひとりに寄り添った最適な教育機会と質の高い教育を提供するためには、特別支援教育におけるさらなる増員など環境の充実が必要です。
- 保健福祉部や医療機関などとの連携体制のもとに、より適切な教育環境の充実を図る必要があります。
- 障がいへの理解や多様性を受け入れる重要性など、SDGsの観点も含めた幅広い視点での周知啓発が必要です。
- 発達障がいの可能性があるなど、特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、早期からの適切な支援がますます重要になります。各学校の特別支援教育、インクルーシブ教育を進めるため、市教育委員会として教職員の研修、「合理的配慮」(注⁵)への財政支援、就学相談や就学支援の人員配置といった後押しが求められています。

＜施策の方向性＞

1. 一人ひとりのニーズに即した特別支援教育の充実

学校教育課

対象児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立につなげるための必要な力を育成するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育に努めます。

インクルーシブ教育を念頭に置いた特別支援教育の充実に向けて、特別支援学校との連携強化とともに、特別支援教育支援員の継続配置、特別支援教育コーディネーター研修会の充実、学習支援機器（ICT等）や教材の充実、計画的な施設整備を推進します。

◇主要事業◇

- ・特別支援教育の体制強化（拡充）

2. 障がいを持つ児童・生徒に寄り添うための多様な連携の推進

学校教育課

教育相談員や教育専門員、教育支援センターといった教育委員会内での連携体制の充実に加え、庁内連携体制の充実も図ります。

障がいを持つ児童・生徒に寄り添う教育に向けて、学校・家庭・関係機関との連携、医療や福祉の専門機関との連携の充実を図ります。

障がいを持つ児童・生徒の意欲に沿った進路選択や進路目標の実現に向けて、自己実現を促す校内の相談支援体制の充実と関係機関との一層の連携に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・就学相談や教育相談の充実及び連携体制の強化（拡充）

⁵ 合理的配慮とは、障害者差別解消法で定められた規定。役所や事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別にあたる。

3. 障がいに関する理解の普及

**学校教育課、子育て支援課
地域福祉課**

誰一人取り残さない教育という幅広い視点から、障がいを含めた多様性を受け入れる環境づくりと地域全体での意識醸成を図ります。

ライフステージや障がいの特性に応じた研修を継続して実施し、より多くの人が障がいに関する理解を深められるようにします。

保育・教育機関等に関わる支援者が障がいに関する理解を深め、より良い支援体制が構築できるよう関係機関との連携を強化します。

◇主要事業◇

- ・障がいの理解を深める取組に向けた関係機関との連携強化（拡充）
- ・障がいを理解するための研修会・講演会等の実施

施策 1-5 心の豊かさと社会を生き抜く力の定着

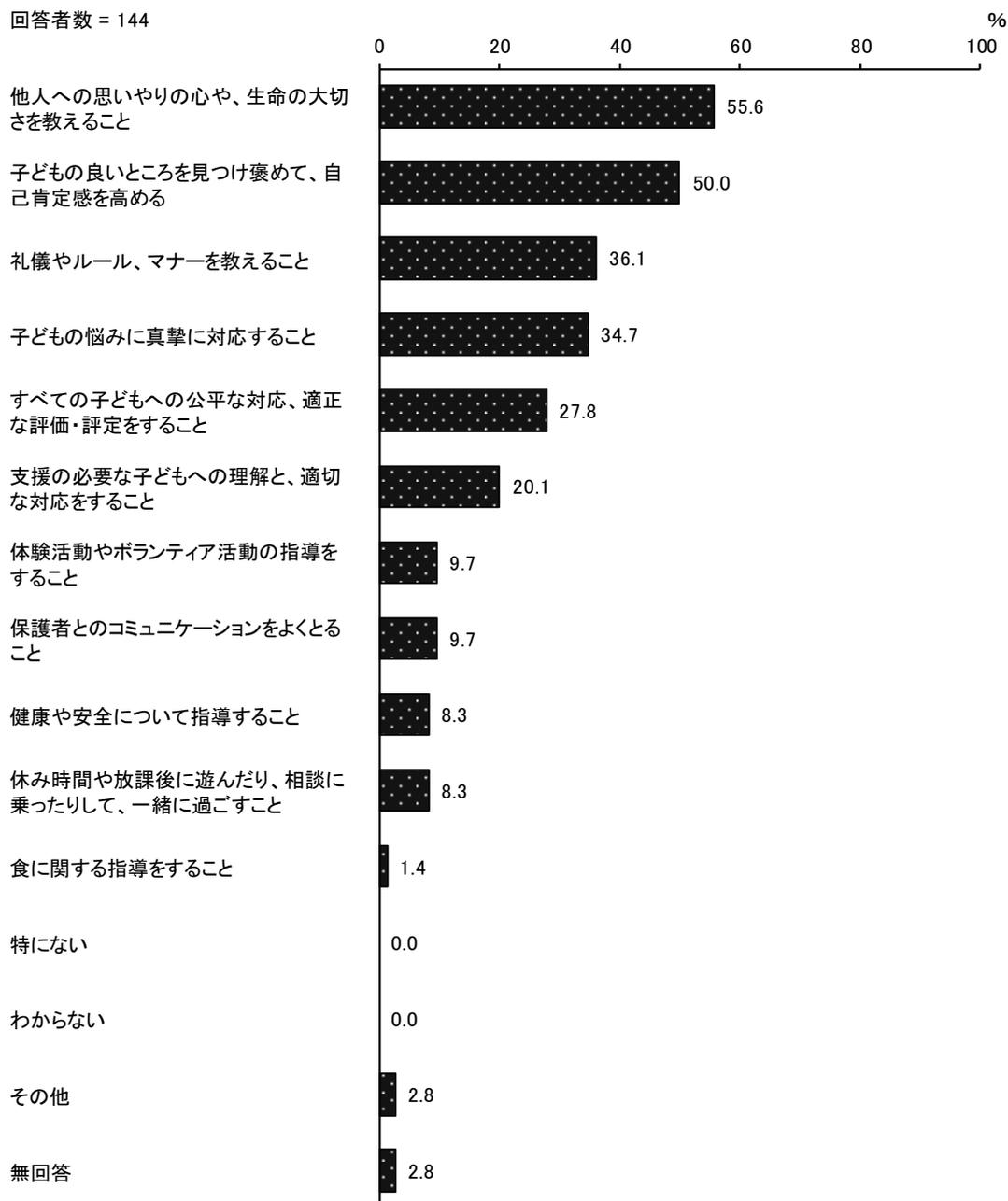
<現状>

- 道徳的課題について自分事として捉え、多面的・多角的に考え議論する特別の教科道徳を核とし、すべての教育活動を通して道徳教育の充実に努めています。
- 生徒指導担当教諭で構成する部会での情報交換や研修を実施し、指導力の向上に努めています。また、基本的な生活習慣の定着に向けて家庭への働きかけや周知に努めています。
- 自己肯定感や命の大切さ、思いやりの心を養い、多様性を認め合い「ともに生きる力」を育むための授業を展開しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大下での地域連携は困難な状況でした。
- 世界規模の社会課題となっている環境破壊については、ユネスコスクールとして、SDGsの観点を踏まえたグローバルな視点による環境教育に取り組んでいます。
- グローバル社会に対応できる資質や能力を育成するため、ALTや英語等支援員といった人的配置とともに、スキルアップ研修などを実施し、英語教育並びに国際理解教育の充実に努りましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により中学生の海外派遣はオンライン交流での対応となりました。
- 協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」では、文化財保護担当と富谷田植踊保存会により、県指定文化財である富谷の田植踊の保存・継承事業を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により校外学習や地域学校協働活動推進事業が制限され、想定した地域学習やふるさと学習の実践が困難でしたが、社会科副読本など地域教材を用いて授業を行いました。
- 黒川けやき教室と心のケアハウスを統合して教育支援センターを新たに開設し、相談業務から具体的な支援までを一体的に実施しました。その実施にあたっては、教育相談員や教育専門員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携しながら、迅速かつ適切な相談に努めました。
- 東北初の不登校特例校となる富谷中学校西成田教室を開設し、一人ひとりに寄り添った教育を提供できる環境の充実に努めました。
- いじめ問題対策連絡協議会での指導助言に基づき「いじめQ&A」を改訂し、いじめ事案の確実な把握と適切な対応に向けた学校への指導を行いました。また、実務者会議等により案件の共有と対策協議を行うとともに、各種調査により日常的な情報把握に努めました。
- 学年間の交流や生徒会サミットの開催等、児童・生徒とともに学校全体でいじめの防止に取り組んでいます。また、教育相談員、教育専門員、スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童・生徒自身や保護者が相談しやすい体制を構築し、問題の早期対応や不登校対策に組織的に取り組んでいます。

【市民アンケート】

幼稚園や学校の先生に、学力定着指導のほかに特に期待することは何ですか。

回答者数 = 144

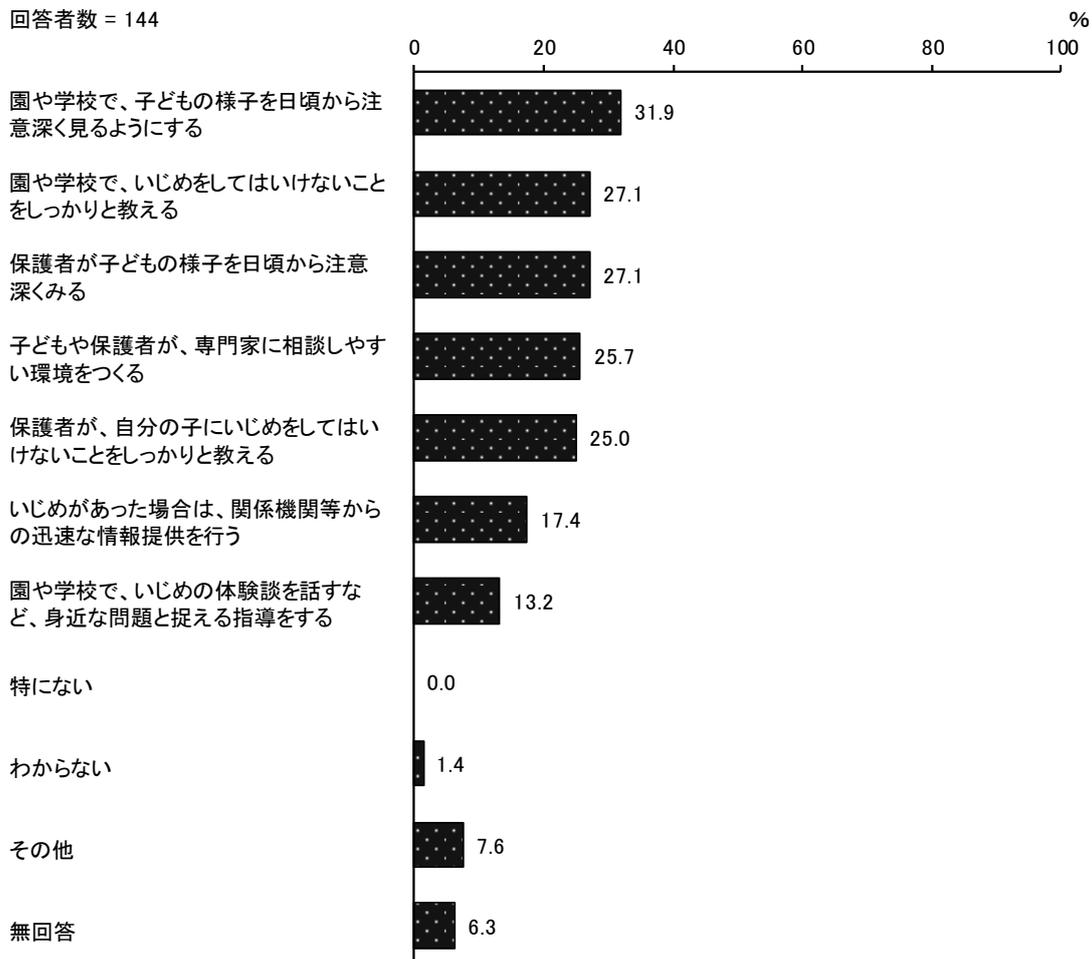


「他人への思いやりの心や、生命の大切さを教えること」の割合が55.6%、次いで「子どもの良いところを見つけ褒めて、自己肯定感を高める」の割合が50.0%と高い結果になりました。子どもの心の成長や人間関係の構築に関して、学校への期待値が高いことがうかがえます。

【市民アンケート】

子どものいじめをなくすために、富谷市全体としてどのような取組が大切だと思いますか。

回答者数 = 144

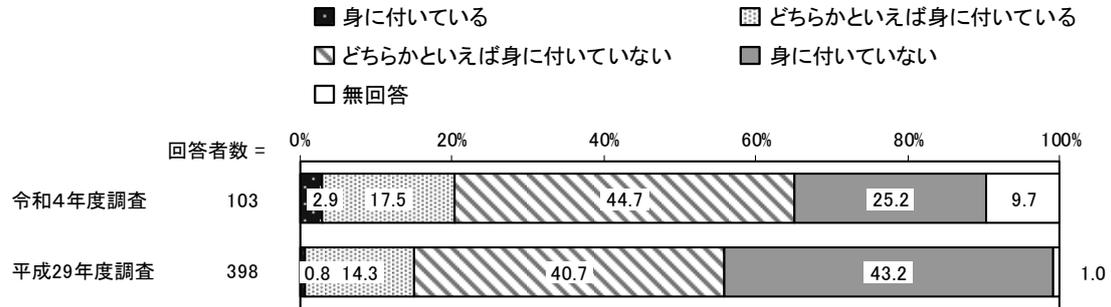


子どもの様子を日頃から注意深く見ることや、いじめをしてはいけないことを教えることは、園・学校と家庭の両方で取り組むべきという意見が多数みられました。また、専門家に相談しやすい環境整備や関係機関等からの迅速な情報提供を求めるといった意見も多く見受けられます。

【市民アンケート】

お子さんが通う小・中学校において実際に身に付いているかについて、どう考えていますか。

「実際の場面で使える英語力」



平成29年度調査と比較すると、「身に付いている」と「どちらかといえば身に付いている」をあわせた割合が増加しているものの、割合的には低い状況であり、ALT等の効果的な活用など英語教育と国際理解教育のさらなる充実が必要です。

<今後の課題>

- 主体的な判断のもとに自ら行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳教育のさらなる充実に努めることが必要です。
- 基本的な生活習慣や意欲的に生活する態度の育成にあたっては、学校のみならず家庭や地域との連携が重要となることから、具体的な連携実践が求められます。
- 児童・生徒一人ひとりが豊かな福祉観を持つためには、地域との連携が重要であることから、福祉施設への校外学習など実践の場の拡大などを検討する必要があります。
- 環境保護のために、様々な視点で自分たちが身近にやれることから実践していくことが大切であることから、各教科での横断的な取組の充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大下での行動制限がある中、効果的な地域教育（ふるさと教育）の実践は難しい状況ですが、その中でもICT等を活用した効果を高める工夫等が必要です。
- 児童・生徒や保護者が相談しやすい環境と相談窓口の明確化が重要です。併せて、最も身近にいる教職員が子どもの変化にいち早く気づき、迅速に相談窓口につなげる日常的な取組も重要です。
- いじめの把握状況において、各学校間の差が大きく、その認知判断の統一が急がれます。いじめ案件の取りこぼしを絶対にしてはならないという共通理解を全教職員に図る必要があります。
- 不登校の児童・生徒への支援体制に加え、不登校を未然に防ぐフォロー体制の充実も併せて進めていく必要があります。また、各受入施設において児童・生徒の社会的な自立につなげる具体的な取組の研究が求められます。

＜施策の方向性＞

1. 教育活動全領域での効果的な道德教育の実践 《重点事業》	学校教育課
---	--------------

社会をよりよく生き抜くための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値について理解し、多面的・多角的な視点で自己を見つめ、生き方についての考えを深める学習を通し、自己肯定感を育み、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

◇主要事業◇

- ・道德教育の要となる「特別の教科 道德」のカリキュラムの充実

2. 組織的・計画的な生徒指導による基本的な生活習慣の確立	学校教育課
--------------------------------------	--------------

学校・家庭・地域が連携し、それぞれの役割を担いながら、地域教育力の向上に努め、地域全体で将来を担う子どもたちを育成する取組を進めます。

◇主要事業◇

- ・生徒指導担当者等連絡会の実施
- ・生活習慣や学習習慣の確立に向け、幼稚園と義務教育9年間を見据えた行動目標の実践

3. 福祉教育の充実	学校教育課
-------------------	--------------

学校と地域が連携しながら、地域全体で子どもたちを見守り育む意識の醸成にもつながる様々な取組を実施し、子どもも大人も学び・考える機会を積極的に創出していきます。

◇主要事業◇

- ・福祉教育の推進

4. 環境教育の充実	学校教育課
-------------------	--------------

地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄に大きく影響を及ぼすことを理解し、主体的に活動できる意識を醸成していきます。

◇主要事業◇

- ・再生可能エネルギーを中心とした環境教育の実施

5. 英語教育、国際理解教育の推進	学校教育課
--------------------------	--------------

A L Tや英語等支援員のスキル向上を図りながら、授業のみならず様々な学びを深める活動を展開し、小・中学校が系統的に連携した英語教育の実践に努めます。

E S D（持続可能な開発のための教育）の一環として、グローバル化する社会を生き抜く上で必要な英語教育と国際理解教育の充実に向けて、英語等支援員の研修体制の整備、中学生海外派遣事業、国際理解を深める体験活動、校種間連携の一層の推進に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・英語カリキュラムの実践

6. ふるさと「富谷」に誇りと愛着を育む教育の推進	生涯学習課・学校教育課 《重点事業》
----------------------------------	-------------------------------

宮城県指定の富谷田植踊りの保存・継承を進めるとともに、地域学校協働本部が中心となり、地域を意識した事業活動の推進を図ります。

効果的な地域教育のためには、地域の歴史や文化のみならず地域で活躍する人材も重要な教材であることから、地域学校協働活動推進事業の充実と併せて、社会科副読本の改訂も含めた地域全体での取組を進めます。

各教科や行事等を通じて、地域学習やふるさと学習に取り組みます。

学校、地域、関係団体が連携し、学校教育、放課後子ども教室「とみやチャレンジキッズ」、協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」等での体験的な活動を通じて、園児・児童・生徒の郷土の伝統・文化や自然を大切に作る心の育成に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・地域学校協働活動推進事業の実施（拡充）

7. 教育相談・就学相談の充実《重点事業》	学校教育課
------------------------------	--------------

教育支援センターの開設により、教育委員会内での相談体制はより充実しており、引き続き、学校等との連携を強化しながら、保健福祉部とも適切な連携体制のさらなる強化に努めます。

学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、教育専門員と一層の連携を図り、児童・生徒の悩みや家庭の問題等を早期に発見し、対応する体制強化を図ります。

◇主要事業◇

- ・就学相談や教育相談の充実及び連携体制の強化（拡充）（施策1-4 2再掲）

8. いじめの未然防止と早期解決の体制の充実 《重点事業》	学校教育課
--	--------------

校長会や教頭会を通して、いじめの認知判断の統一を図るとともに、小さな変化を見逃さない教職員の意識を高めながら、いじめ対策体制を構築し、「いじめQ&A」等の活用による未然防止と早期解決に努めます。

いじめ問題対策連絡協議会の開催、SNS教室を通じたネットトラブルやネットいじめの防止、生徒会サミットの開催、関係機関との連携等を進め、児童・生徒、保護者、教職員、地域が一体となって、いじめの未然防止と早期解決に地域全体で取り組みます。

◇主要事業◇

- ・学校、保護者、地域が一体となったいじめ防止の取組
- ・いじめに関する調査（各学校で毎月）の実施、調査結果の児童・生徒及び保護者への周知

- ・いじめの未然防止に向け、児童・生徒同士による取組（生徒会サミット等）

9. 不登校対策の組織的な推進	《重点事業》	学校教育課
------------------------	---------------	--------------

児童・生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな相談・支援体制の充実に努めるとともに、不登校解消または社会的自立に向けたより効果的な指導に努めます。

◇主要事業◇

- ・教育支援センターの充実
- ・不登校特例校富谷中学校西成田教室の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの定期巡回



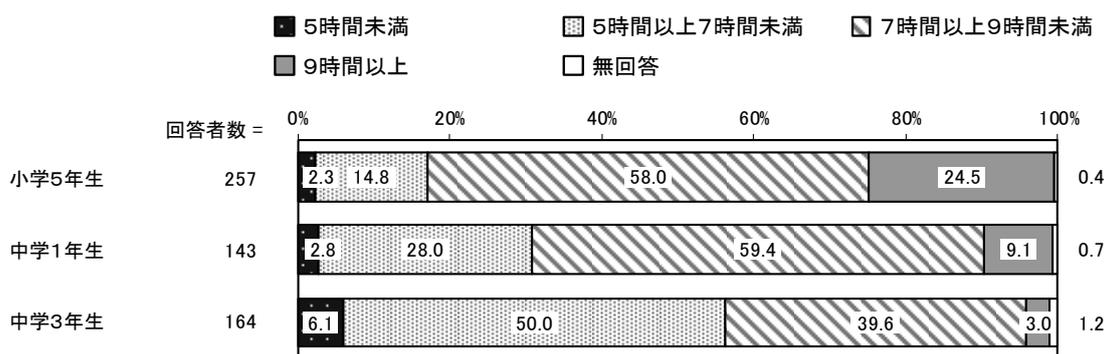
施策1-6 健やかな心身の健康づくり

<現状>

- 新型コロナウイルス感染症拡大下で行動制限があったものの、できる限り運動できる機会を提供しています。部活動については、ガイドラインに即した活動を実践し、多くの部活動で優秀な成績を収めており、また、東北大会以上に参加する場合の補助金要綱を改正し、経済的な負担軽減に努める措置を講じました。
- 食に関する年間指導計画に基づき、教科等横断的な視点での学習を実践してきました。新型コロナウイルス感染症拡大により、体験活動等を自粛せざるを得ない状況も多くありましたが、生きた教材としての学校給食を通して、栄養教諭・栄養士による巡回指導などの取組を行いました。
- 保健体育や学級活動を通して、家庭や地域で身近にできることを中心とした食や運動についての健康指導を行っています。また、学校給食センター（eはーと）を活用した食育をはじめ、関係機関と連携した安全教育等、生きる力の基礎となる体力や運動能力の向上、正しい生活習慣の定着、児童・生徒が自分の身を守る力の育成に取り組んでいます。
- 東日本大震災をはじめ、地震や洪水などの自然災害が多発しており、防災意識はある程度浸透してきているものの、日頃からの備えが重要であることから、各学校では、独自の防災訓練や地域と連携した防災訓練を実施し、地域ぐるみで防災意識の高揚に努めました。また、交通安全指導も定期的に行っています。

【児童・生徒アンケート】

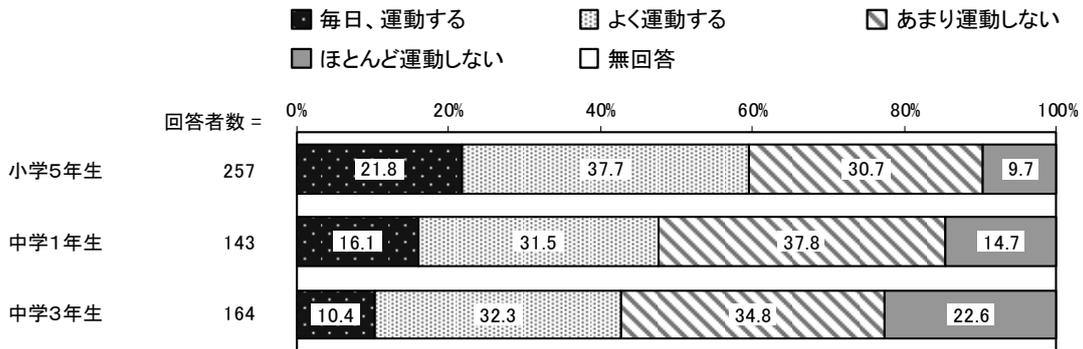
あなたは、ふだん何時間くらい寝ていますか。



小学5年生と中学1年生では「7時間以上9時間未満」の割合が最も高くなっています。一方、中学3年生では「5時間以上7時間未満」の割合が50.0%と高く、5時間未満と回答した生徒も6.1%おり、学年が上がるにつれ睡眠時間が減少しています。

【児童・生徒アンケート】

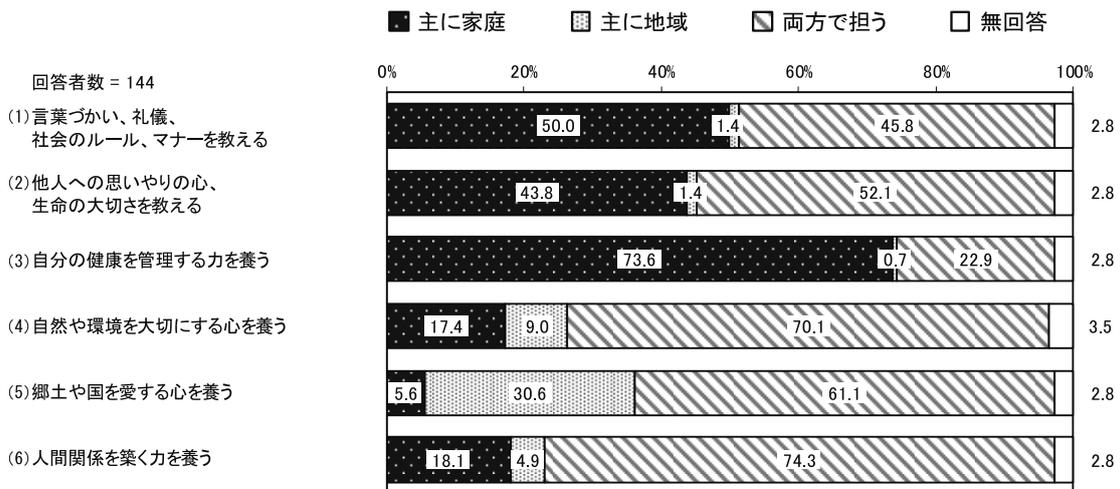
あなたは、学校の授業や部活動以外で運動をしていますか。



小学5年生では「毎日、運動する」と「よく運動する」をあわせた割合が59.5%、中学3年生では42.7%と、学年が上がるにつれ、運動しない割合が高くなっています。

【市民アンケート】

次の(1)～(6)は家庭、地域のいずれが担うべきと思いますか。



「自分の健康を管理する力を養う」で「主に家庭」の割合が高い一方、「自然や環境を大切にする心を養う」、「郷土や国を愛する力を養う」、「人間関係を築く力を養う」などにおいては「両方で担う」の割合が高い傾向にあり、学校・家庭・地域が一体となった取組が求められます。

＜今後の課題＞

- 新型コロナウイルス感染症拡大で行動制限が長期化していますが、引き続き、運動機会の創出に努める必要があります。また、部活動については、文部科学省より地域移行への方針が出されており、円滑な地域移行に向けた検討組織を設立し、関係機関との具体的な協議を進めていく必要があります。
- 食に関する指導については、学校給食を含む学校教育活動全体を通じて、組織的かつ計画的に推進していく必要があるため、各教科での横断的な取組を強化していくとともに、家庭や地域（生産者）との連携も必須です。特に、学習指導要領で重要視する栽培・収穫・調理といった一連の体験活動の充実を図る必要があります。
- 心身の健康を保つには、正しい生活習慣が大事ですが、児童・生徒の健康課題として生活習慣の乱れ、肥満・痩身やメンタルヘルスの問題、薬物の乱用や性に関する問題など多岐にわたるため、学校のみならず、家庭や地域と連携した取組が重要です。
- 災害時には地域全体での活動となるため、防災教育にあたっては、地域と一体となった防災活動が重要であることから、町内会や地域企業との連携による取組を積極的に行っていくことが必要となります。

＜施策の方向性＞

1. 適切な運動の計画的実践と環境の充実

学校教育課・生涯学習課

部活動の地域移行に向けて、国や県の動向を踏まえながら、広域的な取組も視野に入れた検討を進めます。特に、生徒の心身に過剰な活動とならないようガイドラインの見直しを検討します。また、運動時の事故等を防ぐため、日常的な教育設備等の点検や熱中症対策などを徹底します。

◇主要事業◇

- ・部活動地域移行の検討（新規）
- ・運動能力向上プランの改定

2. 学校給食センター（eはーと）を活用し、家庭と連携した食育の充実

学校教育課（学校給食センター）

食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであるという認識のもとに、様々な経験を通じて食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう指導していきます。また、健全な食習慣の定着のため、家庭への働きかけも強化していきます。

学校給食センター（eはーと）による安全で栄養バランスの取れた学校給食の提供に加え、栄養教諭・栄養士による学級活動等での食育授業を実施します。

◇主要事業◇

- ・家庭向け食育教育の実施（拡充）
- ・食育推進事業の実施

3. 心身の健康指導と生活支援の実施

学校教育課（学校給食センター）

心身の健康を保持するためには、自らの意識が重要であるため、主体的に取り組める資質を醸成するよう、学校・家庭・地域が連携して多角的に取り組んでいきます。

児童・生徒の発達段階に応じて心身の健康に関する正しい知識と行動が身に付くよう、学校で幼少期や思春期等の発達段階に合わせた保健学習を実施します。

◇主要事業◇

- ・系統的な保健学習の実施（拡充）

4. 発達段階に応じた防犯・防災・安全教育の充実

学校教育課

新型コロナウイルス感染症対策等に配慮しながら、地域と一体となった防災活動の積極的な取組を進めます。特に、成田中学校における防災活動を先例として、全地域に広げていくことを検討していきます。

学校安全の三領域（災害安全、交通安全、生活安全）について、学校、地域、関係機関との一層の連携を図り、学校施設・設備や通学路等の安全点検を定期的に行うとともに、児童・生徒の発達段階に応じた責任と役割を担い、実践的な安全教育に取り組みます。

防災教育においては、震災の教訓を生かして学校防災マニュアルを定期的に見直すとともに、各学校で地域防災訓練への参画を図り、万が一の際に役立つことを念頭に置き、学校の防災教育と地域の防災活動の一体化に取り組みます。富ヶ丘小学校は、宮城県教育委員会より令和5・6年度の防災教育実践協力校として指定を受け、地域と連携し防災活動に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・学校の防災教育と地域の防災活動の連携推進（拡充）

施策 1-7 地域・学校・家庭のつながりの強化

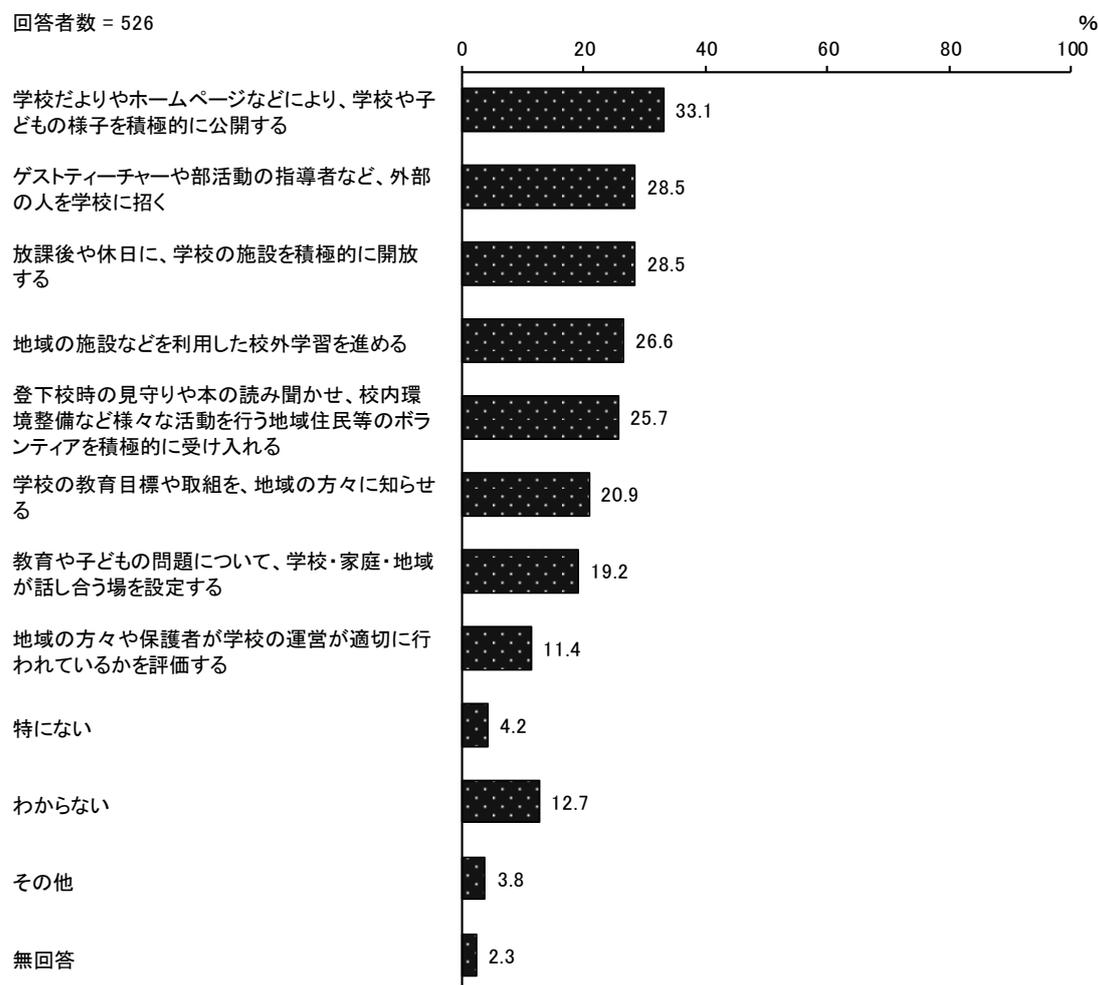
<現状>

- 多様化・複雑化・グローバル化する社会に対応した力を育成していくためには、様々な経験と知識を持つ地域人材の活用が重要です。
- 学校運営にあたっては、保護者や地域の理解と参画が重要となることから、保護者会やPTA行事の積極的な実施を検討していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により自粛する機会が多くなりました。
- 学校経営の組織的・継続的な改善に向けて、学校評価を活用した適切な説明と改善により、保護者や地域住民等からの理解と参画に努めました。
- 学校への幅広い支援を地域と一体となって実施することができ、地域と協力しながら「学校を核とした地域づくり」を進めています。
- 学校を中核とした地域力の強化が求められています。学校では、地域連携の場を積極的に創出しながら、地域全体で子どもたちを育てる環境を整備していくことが必要です。
- 各中学校区の公民館の地域学校協働本部が中心となり、学校支援ボランティアの協力の下、放課後子ども教室「とみやチャレンジキッズ」に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症拡大により近年は中止しています。
- 多様な体験型の教育プログラムを展開し、地域と連携・協働による教育活動に取り組んでいます。
- 子どもの心身の健全な育成のためには、基本的な生活習慣の定着が必要です。その定着に向けては、「はやね・はやおき・あさごはん」の推進やSDGs視点からの身近な取組など家庭の教育力を向上させるための働きかけを継続的に行っています。
- 最も多くの時間を過ごす家庭における教育は、子どもたちの成長にとって重要な位置付けとなります。日常生活のマナーや健康増進など家庭に求める役割を明確化し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担いながら、効果的に連携していく取組に努めています。

【市民アンケート】

富谷市では、「地域に開かれた学校づくり」の実現に向けた取組が進められています。
「地域に開かれた学校づくり」に向け、どのような取組が必要だと思いますか。

回答者数 = 526

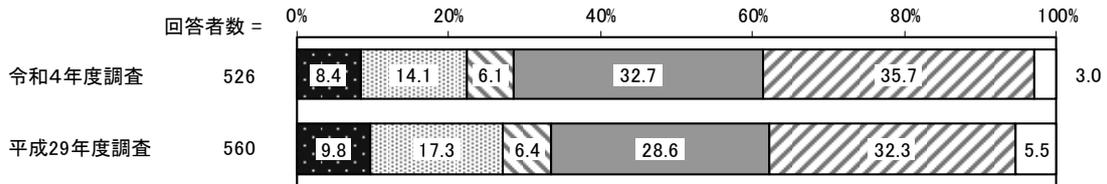


「学校だよりやホームページなどにより、学校や子どもの様子を積極的に公開する」の割合が33.1%と最も高く、次いで「ゲストティーチャーや部活動の指導者など、外部の人を学校に招く」、「放課後や休日に、学校の施設を積極的に開放する」が28.5%と高い割合となっています。

【市民アンケート】

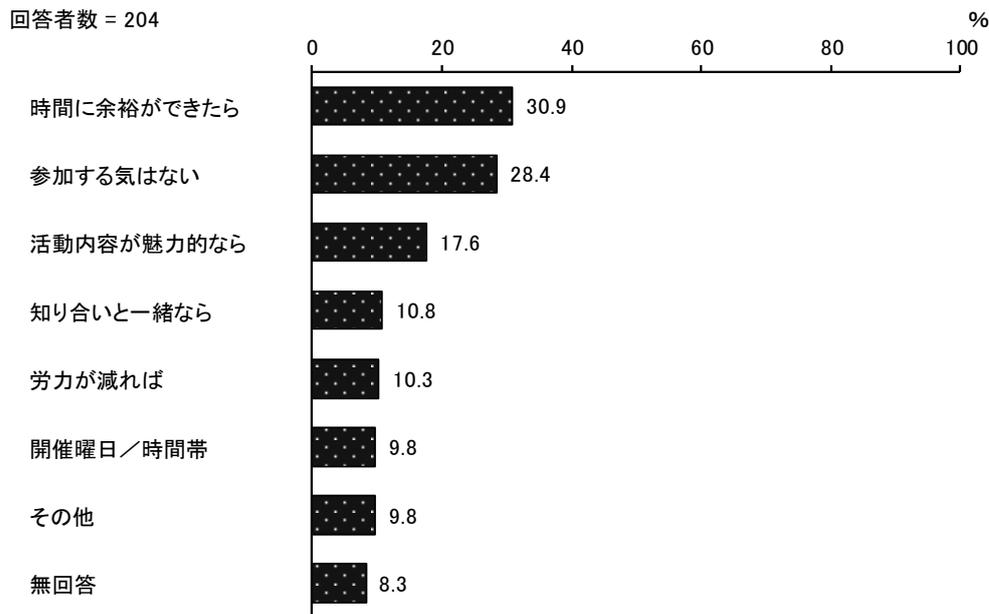
あなたは、地域の小・中学校に関わるボランティア的な活動（PTA活動含む）に参加する意向をお持ちですか。

- できる限り参加しており、今後も参加したい
- ▨ あまり参加していないが、今後は参加したい
- ▩ できる限り参加しているが、今後は参加したくない(できない)
- あまり参加していないし、今後も参加したくない(できない)
- ▨ わからない
- 無回答



【市民アンケート】

上記質問において、「できる限り参加しているが、今後は参加したくない(できない)」または「あまり参加していないし、今後も参加したくない(できない)」と回答した方にうかがいます。何が変われば参加しようと思いますか。

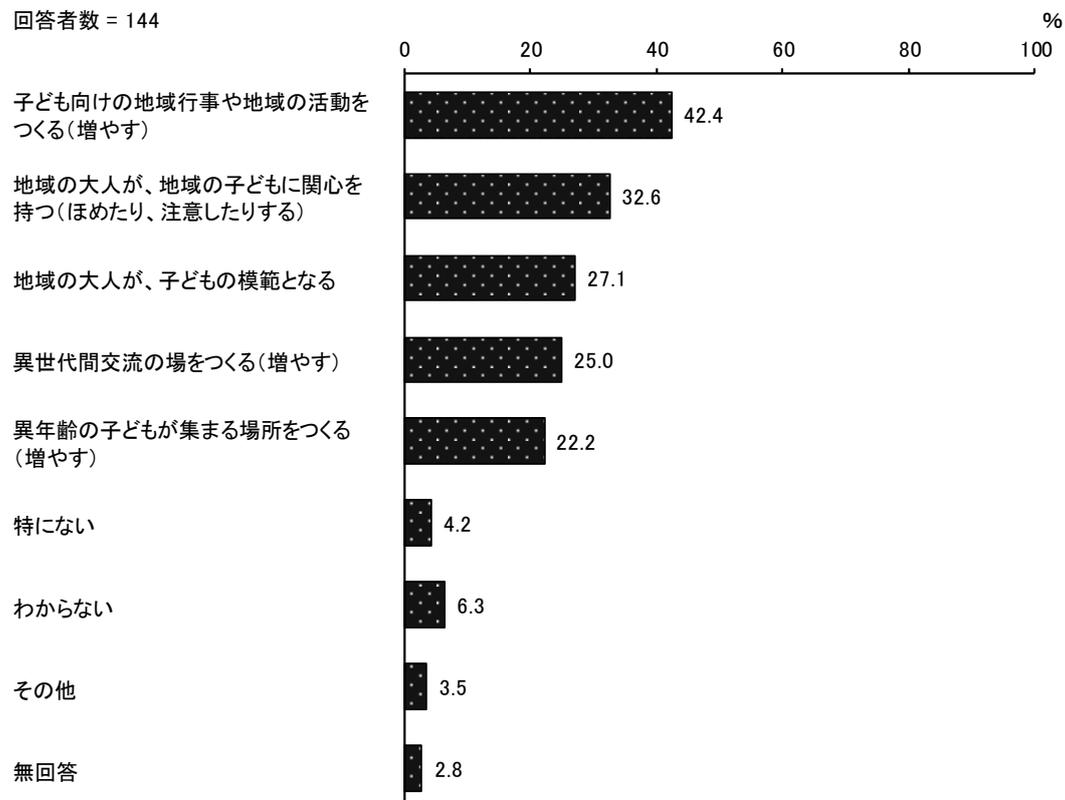


平成29年度調査と比較して大きな変化はみられませんでした。時間に余裕がない、または参加の意思がないなど、ボランティア的な活動への参加について消極的な状況が見受けられ、地域活動における参画意識の醸成が求められます。

【市民アンケート】

お子さんの成長を支えていくために、あなたの身近な地域にどのような取組を期待しますか。

回答者数 = 144



子どもの成長を支えていくために、子ども向けの地域行事や地域の活動をつくる(増やす)ことを期待する割合が42.4%と最も高いことから、様々な活動の積極的な周知を図るとともに、地域と連携し子どもを育てる環境整備が大切であると考えられます。

＜今後の課題＞

- 学校への支援の拡充ができたが、子どもたちが地域づくりに参画する機会が少ないため、地域づくりの担い手として、大人が子どもたちをサポートする体制が必要です。
- 多様な学びを十分提供するためには、積極的に外部人材を活用した教育活動を展開するなど産学連携の視点を取り入れる必要があり、こうした取組は教職員の働き方改革やG I G Aスクール構想に即した高い教育効果にもつながる手法であると期待されます。
- 家庭や地域との連携のためには、信頼関係の構築が必要です。P T A加入に関する議論が全国的にも増えてきている中、そのあり方も含めた各家庭との効果的な連携体制を検討していく必要があります。
- 各公民館による幼児やその保護者向けの講習など家庭教育支援のほか、様々な研修会や講座などの機会の拡充が必要です。

- 学校評価を活用した学校運営のPDCAサイクルにより、質の高い教育の保障と向上に努め、保護者や地域への理解と参画意識の高揚を図ります。
- 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るため、有効な仕組みとして学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが必要です。

＜施策の方向性＞

1. 連携・協働による教育活動の推進

学校教育課・生涯学習課

地域学校協働本部がコーディネートを行い、「学校を核とした地域づくり」をより一層進めます。連携・協働による教育活動の活性化に向けて、各中学校区の地域学校協働本部の体制強化を図り、学校支援ボランティアへの参加促進、協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」や体験活動を中心とする放課後子ども教室「とみやチャレンジキッズ」の充実による世代間交流と地域教育力の向上に取り組めます。

また、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向け、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入し、推進します。

◇主要事業◇

- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入（新規）
- ・地域学校協働活動推進事業の実施（拡充）

2. 地域の人材等を活用した多様な教育プログラムの実践

学校教育課・生涯学習課

学校経営における積極的な産学連携を強化し、様々な地域教材（ヒト・モノ・コト）を発掘・蓄積できる仕組みを構築し、実践にあたっては、GIGAスクール構想に伴うICT環境を生かした多様な学びにつながる各教科横断的な取組を進めます。

◇主要事業◇

- ・地域資源を生かしたプログラムの実践（拡充）

3. 家庭の教育力を支える環境づくりの推進

学校教育課・生涯学習課

学校・保護者・地域がそれぞれの役割を認識し、相互に連携することが健全な学校経営には必須であるという考えの下、学校ホームページや学校だよりなど日常的な情報発信や積極的な対話を通し、家庭（保護者）との信頼関係の強化に努めます。また、地域の声や家庭の教育力を効果的かつ確実に反映した学校運営を進めます。

◇主要事業◇

- ・学校ホームページの充実

**4. 学校評価を活用した地域とともに育つ教育の
推進**

学校教育課

学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の保証と向上を図るため、学校における様々な教育活動に関する自己評価・学校関係者評価・保護者アンケートによる多角的な評価と検証を行いながら、PDCAサイクルに基づく継続的な改善に努めます。

◇主要事業◇

- ・学習指導要領を踏まえた評価項目の見直し
- ・ホームページを活用した教育活動の積極的な情報発信



施策 1-8 快適・安全・安心な教育環境の整備

<現状>

- 学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、安全・安心に利用することのできる学校施設として長寿命化することを目的に、学校施設長寿命化計画を策定し、計画に沿って大規模改造や長寿命化改修といった整備や更新を計画的に進めています。また、全教職員による学校施設の点検を日常的に行っています。
- G I G Aスクール構想に伴う一人1台のタブレット端末を整備するとともに、ストレスのない学校インターネット環境も強化しました。このICT環境をより効果的に活用するため、必要なICT教材や関連機器を計画的に整備しました。
- 教職員のICT指導力の向上は、教育の質の保障には必須であり、研修も実施してきましたが、ICT教材の活用については、学校間や教師間の差が生じているのが現状です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大等による社会情勢の大きな変化に伴い、経済的困窮や心理的不安定など家庭環境に資する様々な問題へ対応するため、就学援助費や奨学金の支給など経済的な支援を行ったほか、庁内連携した総合相談体制の下に、家庭の自立支援などにも努めています。
- 地域の学校体育施設を「地域スポーツの場・拠点」として位置付け、多くの人が利用できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、社会教育団体への学校開放を行っています。

【教職員アンケート】

富谷市の教育環境について、特に充実・改善してほしいものは何ですか。

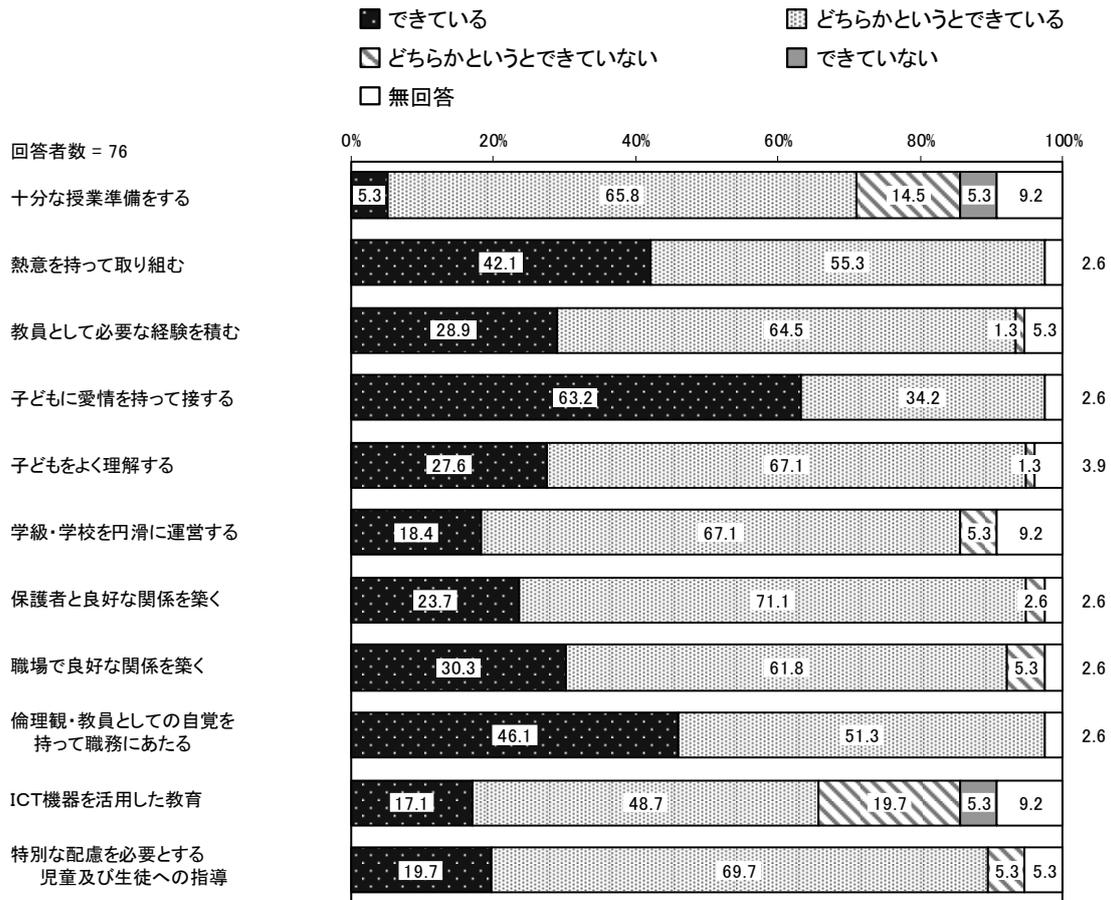
単位：%

区分	回答者数(件)	整 備	学 年・学 級の垣 根を超 えた共 有施設 の	主 体的に 学ぶた めの学 習空間	教 科の充 実を図 るため の機能 的な 教室の 整備	I C T機 器を活 用した 教育を 推進す るため の施設 整備や 情報機 器の充 実	教 材や授 業案の 共有 (I C T授 業を含 む)	心 をいや し、心 を育て る カウ ンセリ ング機 能の充 実	快 適な生 活空間	屋 内・屋 外運 動施設 の充 実	学 校の歴 史、思 い出を 伝える 場所の 整備	環 境に配 慮した 学校施 設整備	地 域コ ミュニ ティの 活動や 交流の 場の 整備	防 災・防 犯に優 れた施 設の 整備	そ の 他	無 回 答
小学校	44	20.5	15.9	38.6	25.0	22.7	29.5	11.4	20.5	—	13.6	25.0	31.8	13.6	4.5	
中学校	32	15.6	28.1	56.3	34.4	18.8	37.5	25.0	31.3	6.3	18.8	21.9	31.3	25.0	3.1	

教育環境の充実や、改善要望について小・中学校ともに「教科の充実を図るための機能的な教室の整備」の割合が高い結果となり、今後も計画的な整備を図っていくことが必要と考えられます。

【教職員アンケート】

あなたは、次のことについてどの程度できていると思いますか。



「できている」と「どちらかというのできている」をあわせた割合が高い結果となっている項目が多くみられる中、「ICT機器を活用した教育」については「どちらかというのできていない」と「できていない」をあわせた割合が25%と高く、教職員のICTの指導力向上を図ることが必要と考えられます。

＜今後の課題＞

- 経年により老朽化した学校設備の改修、整備の充実、施設の長寿命化が求められていることから、点検状況を学校と常に共有しながら、安全・安心な教育環境を保持することが必要です。
- G I G Aスクール構想の実現に向けて、教職員の I C Tスキルの質を高める研修の充実を図り、そのスキルに応じた実効性のある I C T教材を計画的に整備することが求められています。また、I C T環境を最大限に生かした個々に応じたきめ細やかな教育を提供していくことが求められます。
- 奨学金について、国や県の動向を注視しながら、他市町村の状況も調査した上で適切な制度設計の見直しを行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活習慣を取り入れた施設利用ガイドラインを策定し施設を開放しており、今後も、近隣自治体との連携を密に安全第一とした施設利用ガイドラインに市民志向を反映させる必要があります。
- 児童・生徒が安全・安心に学べる環境として、また、地域住民の活動拠点や広域避難場所としても重要な学校施設として、「学校施設の長寿命化計画」に沿った適切な維持管理に努めるとともに、I C T等の学習環境及び設備の整備、学習指導要領に即した教材・教具の整備など、質の高い教育環境づくりを計画的に進めることが必要です。
- 様々な理由で学校に通えない子どもに対して、不登校特例校などを含む多様な学びの場を提供するとともに、教育支援センターを中核としたきめ細やかな相談体制により、社会的な自立に向けた系統のかつ継続的な支援が必要です。

＜施策の方向性＞

1. 教育施設・設備の計画的整備

教育総務課

児童・生徒が質の高い教育環境の中で、安全・安心に学ぶことができるよう、経年により老朽化した学校施設の計画的な整備に努めます。

◇主要事業◇

- ・ 幼児・児童・生徒が安心して学ぶための幼稚園、小・中学校施設の計画的な整備

2. 学校施設の安全管理の徹底と有効利用

教育総務課・生涯学習課

引き続き、全教職員が施設点検の意識を高め、日常的に安全・安心な教育環境の整備に万全を期すよう努めます。

学校施設の長寿命化計画に沿った適切な管理を実施し、社会教育団体等への学校開放を引き続き実施します。また、安全を第一とした市民志向の施設利用ガイドラインを随時改定します。

◇主要事業◇

- ・ 施設の適正な維持管理

3. 教材・教具・教育資料の整備**学校教育課**

県内でもいち早く整備したGIGAスクール構想に伴うICT環境を効率的かつ効果的に活用するため、日々の授業実践・検証・改善を図りながら、学習指導要領や教員ニーズを踏まえたICT機器の整備、計画的な教材備品等の更新、質の高い教育資料の蓄積及び共有化に努めます。

◇主要事業◇

- ・ICT機器の計画的な整備

4. 教職員のICT指導力向上**学校教育課**

充実したICT環境をさらに効果的に活用するため、テーマ毎に分科会を設置した情報化推進リーダー会を中心とした研究を進めながら、スキルアップ研修の実施など「学び合う教師集団」を確立し、学校間あるいは教師間の差が生じないよう連携体制の充実を図ります。

◇主要事業◇

- ・教職員のICT指導研修の実施（拡充）

5. 就学の経済及び生活支援**学校教育課・教育総務課**

経済的な理由等で教育を受けられないことがないよう適切な就学援助制度の実施による教育機会の均等を図るとともに、生活困窮等により学びの機会を失うことがないよう社会情勢等に即した奨学金制度を実施します。

また、様々な悩みを抱える子どもや保護者一人ひとりに応じた相談体制のもと、多様な教育の機会を提供するほか、保健福祉部などの関係機関と連携した多角的な支援を行います。

◇主要事業◇

- ・就学援助事業の実施
- ・奨学金貸付制度の研究

基本目標2 循環型生涯学習社会の推進

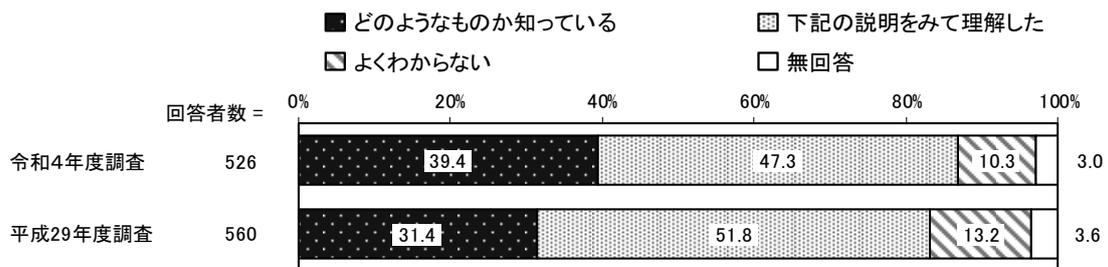
施策2-1 生涯学習推進体制の充実

<現状>

- 本市の生涯学習活動では、市民が主体的で活発な学習活動の環境づくりに取り組めるよう、公民館、スポーツ施設、学校などを拠点に、関係団体と連携した様々な活動や事業を展開しています。また、広報紙やホームページ等による生涯学習事業の発信を随時実施しました。
- 地域で必要となる人材育成等の視点から、青少年の健全育成、地域リーダーの育成、コミュニティ活動の活性化等の取組を進めており、地域子ども会などで活躍する新たなジュニア・リーダーの育成にも取り組みました。
- 令和4年6月に策定した「富谷市社会教育施設長寿命化計画」に基づき、生涯学習施設及び設備の修繕を適切に実施しています。
- 地域学校協働活動として、地域住民を交えた、地域教育協議会を開催し、学校・行政・地域の連携を図りました。
- 新たに設置する図書館については、スイーツステーション及び児童屋内遊戯施設との複合施設として整備を進めています。

【市民アンケート】

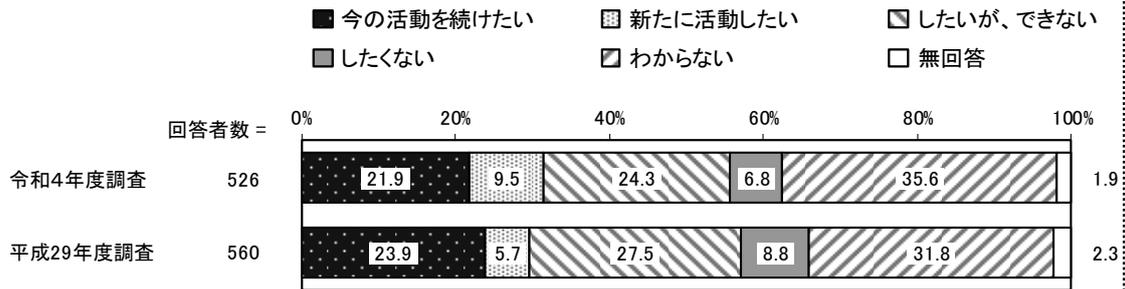
あなたは「生涯学習」について知っていますか。



平成29年度調査と比較すると「どのようなものか知っている」が8.0%増加しており、認知度が上がりました。

【市民アンケート】

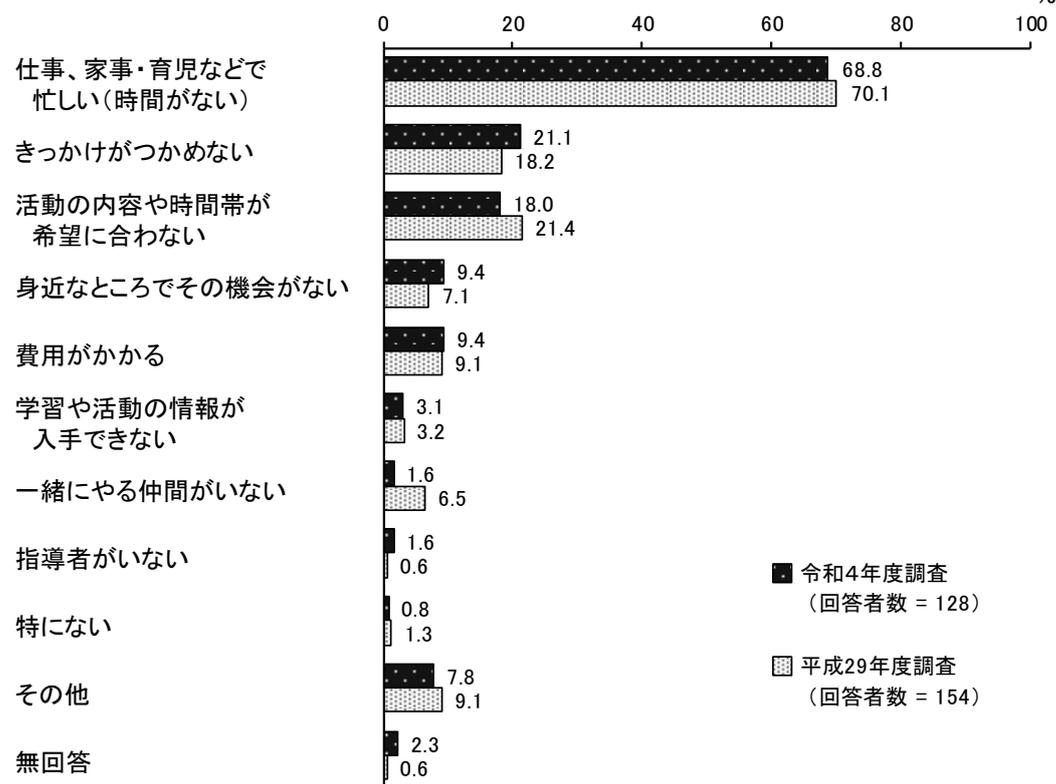
あなたは今後、「生涯学習」をしたいですか。



「今の活動を続けたい」「新たに活動したい」「したいが、できない」をあわせた割合は55.7%となっており、平成29年度と比較すると大きな変化はみられなかったものの、「新たに活動したい」の割合がわずかながら増加しています。

【市民アンケート】

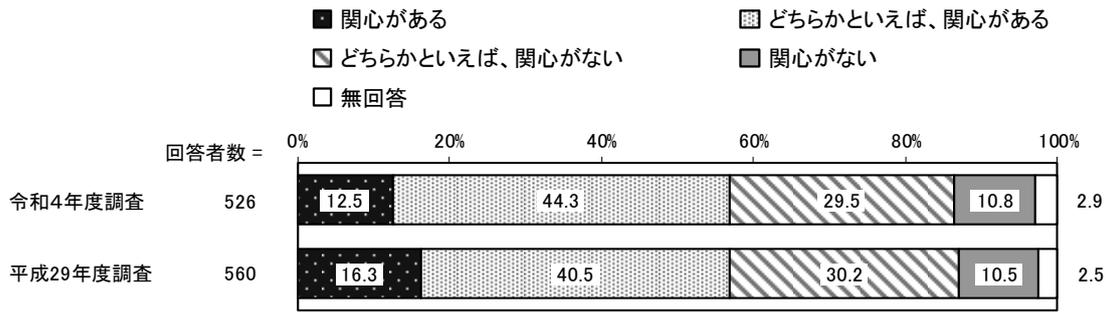
上記質問において、「したいが、できない」と回答した方にうかがいます。生涯学習ができない理由は何ですか。



平成29年度調査と同様、「仕事、家事・育児などで忙しい(時間がない)」の割合が68.8%と最も高い結果となりました。活動意欲はあるものの、時間がとれないことや、一方で時間があっても活動の内容や時間帯が希望に合わないなどの意見が挙げられており、参加しやすい環境整備が必要と考えられます。

【市民アンケート】

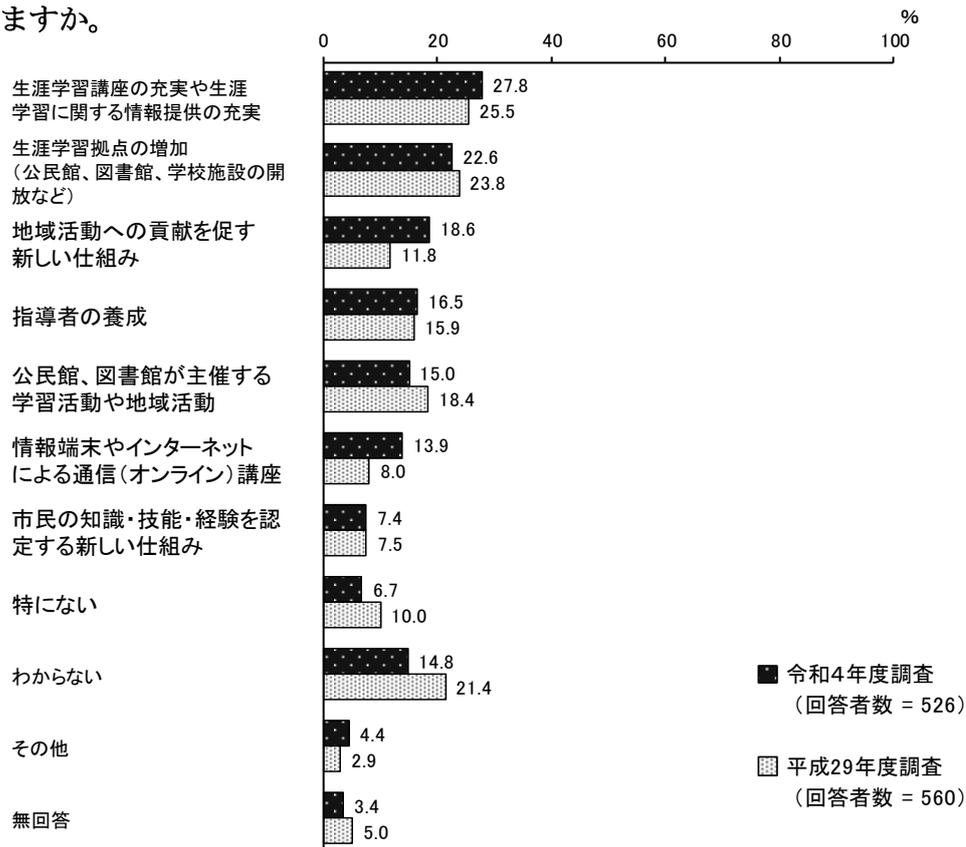
暮らしている地区や市内における地域活動や市民活動に関心はありますか。



平成29年度調査と同様、「関心がある」と「どちらかといえば、関心がある」をあわせた割合が56.8%と過半数を超えています。

【市民アンケート】

市民の主体的な生涯学習活動を盛んにするため、どのような取組が大切だと思いますか。



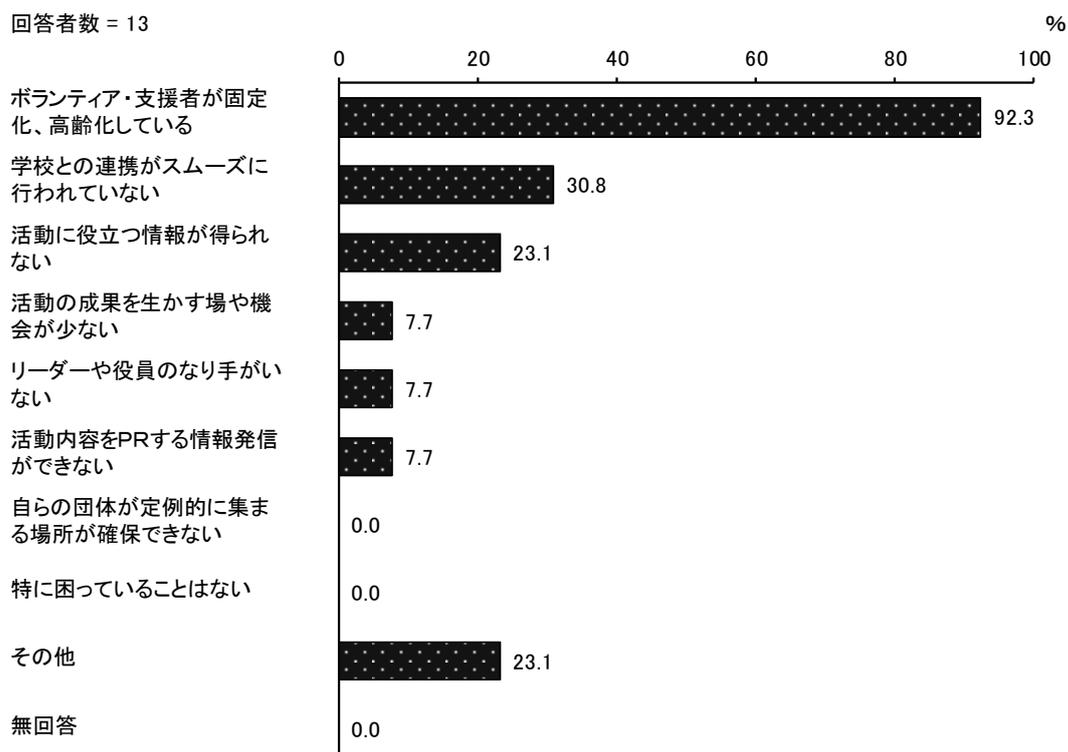
「生涯学習講座の充実や生涯学習に関する情報提供の充実」、「生涯学習拠点の増加 (公民館、図書館、学校施設の開放など)」の割合が高い傾向にあります。

平成29年度調査と比較し、「地域活動への貢献を促す新しい仕組み」や「情報端末やインターネットによる通信 (オンライン) 講座」を求める割合が増加しています。

【関係者・PTAアンケート】

貴職が活動するうえで課題となっていることは何ですか。

回答者数 = 13



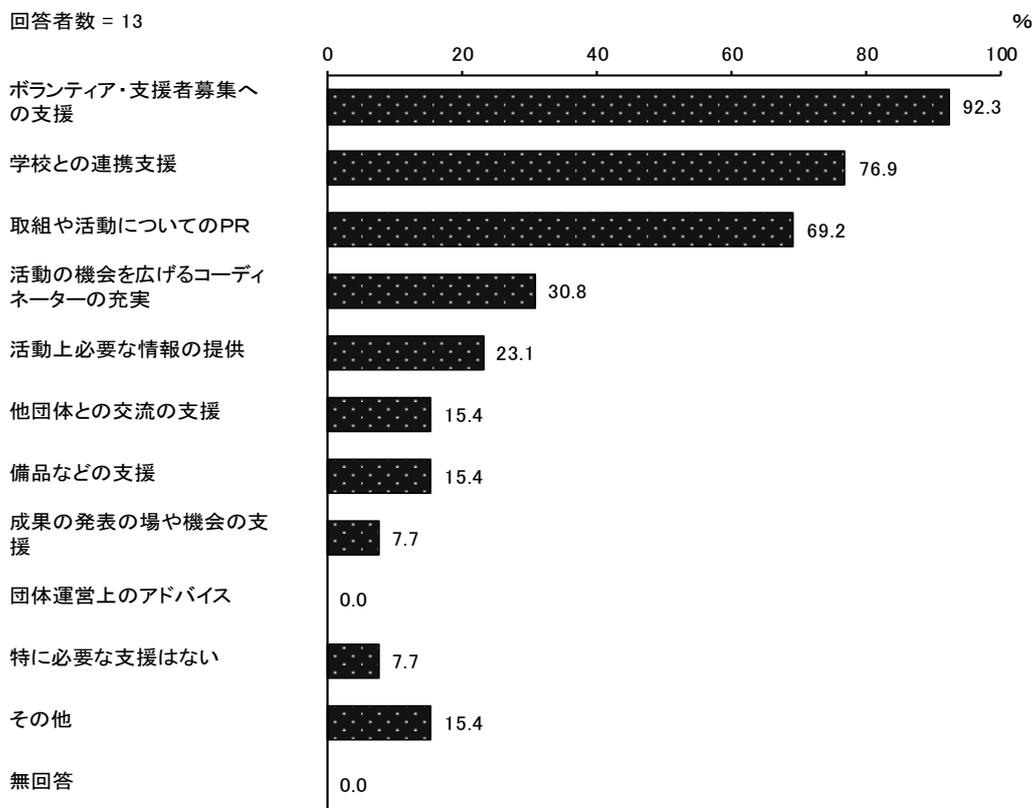
「ボランティア・支援者が固定化、高齢化している」の割合が92.3%と最も高い結果となりました。次いで、「学校との連携がスムーズに行われていない」や「活動に役立つ情報が得られない」の割合が高くなっています。

その他の意見としては、「新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されている」、「ボランティア募集や参加を呼びかけるも結果が伴わない」といった意見が挙げられています。

【関係者・PTAアンケート】

貴職が、今後活動の成果を展開していくうえで必要な市の支援はどのようなことですか。

回答者数 = 13



「ボランティア・支援者募集への支援」の割合が92.3%と最も高く、次いで「学校との連携支援」、「取組や活動についてのPR」の割合が高くなっています。

<今後の課題>

- 次世代を育てる循環型の生涯学習社会を目指し、様々な知識・技能・経験を持つ人材の発掘とリーダーの養成、ボランティアの固定化・高齢化の解消、意欲のある人と地域活動を結び付ける仕組みの構築といった、多くの市民が学習成果や活動意欲を発揮できる環境づくりをさらに進める必要があります。
- 生涯学習に対する市民の認知度をさらに高めていくため、様々な機会をとらえ周知を図るとともに、参加しやすい環境整備が必要です。
- 市民の関心が高い地域活動や市民活動（コミュニティ活動）の活性化に向けて、地域や関係団体との連携強化を図ることが必要です。また、生涯学習を推進するため、指針となる生涯学習基本計画を策定する必要があります。
- 地域学校協働活動の充実を図るため、研修会や対話を増やし、地域住民、団体が参画し目標共有した緩やかなネットワークを図る必要があります。
- 図書館等複合施設については、各施設の類似性の高い機能を集約・共用化し生まれる相乗効果を最大限活用し、市民図書館が生涯学習の拠点となるよう運営方法等を含めた検討・整備が必要です。

＜施策の方向性＞

1. 生涯学習推進基盤の整備	《重点事業》	生涯学習課
----------------	--------	-------

市民が主体的で活発な生涯学習の活動を展開するため、関係団体と連携し参加しやすい様々な活動や事業を展開します。また、保健・医療・福祉、防災、地域活動等の施策との一層の連携についても取り組みます。

国や県の生涯学習に対する考え方を基に、生涯学習を推進する指針となる基本計画として「富谷市生涯学習基本計画」を策定します。

市民図書館については、複合施設としての相乗効果を最大限活用し、市民説明会や関係機関との連携を行いながら、生涯学習の拠点となるよう運営方法等を含めた検討・整備を行っていきます。また、整備後は、センター館と分館が連携したネットワーク型図書館として市民サービスを提供していきます。

広報紙やホームページ等をさらに活用し、生涯学習に関する積極的な情報発信に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・富谷市民図書館等複合施設の整備

2. コミュニティ活動と生涯学習との連動	生涯学習課
----------------------	-------

地域コーディネーターが地域と学校をつなぎ、それぞれの地域学校協働本部におけるテーマを踏まえた活動を実施するとともに、「支援」から「連携・協働」へと地域と学校のパートナーシップに基づいた双方向の関係になることを目指します。

コミュニティ活動や協働教育事業「地域学校協働活動推進事業」に生涯学習の成果を還元できるよう、それぞれの活動と連動したボランティアの育成、知識・技能・経験・意欲のある人材の中から、リーダーを養成する事業の実施に取り組みます。

各世代が気軽に集う機会や地域安全活動等、それぞれのコミュニティ活動のさらなる活性化に向けて、学校、地域、関係団体との一層の連携強化を図ります。

◇主要事業◇

- ・地域を担うリーダー養成研修の実施

施策 2-2 公民館活動の充実

<現状>

- 社会教育指導員を中心に、講座受講生へのアンケート調査や、地域・世代のニーズを考慮し各種講座を開設しました。また、富谷塾卒業生や地域の人材等を活用した専門講座に取り組みました。
- ICTの活用については、公民館だよりや学習のすすめのホームページへの掲載などの情報提供を行いました。また、インターネットによる公民館予約システムの導入に向けて、調査に取り組みました。
- 地域の身近なコミュニティの場として、サークル活動や市民の様々な活動の支援を行い、コミュニティ活動の活性化を図りました。また、利用者が安心安全に利用できるように、新型コロナウイルス感染症対策や施設の整備に努めました。
- 毎年、各公民館まつりを開催しており、市民の芸術・文化意識の啓発、団体同士の交流、練習の成果を発表する機会となっていますが、新型コロナウイルス感染症拡大により近年は中止を余儀なくされています。

<今後の課題>

- 市民の生涯学習活動の拠点の場として、市民ニーズに応えた講座(夜間や土日等の講座も含めた)の充実を図り、魅力的で現代に即した市民の学びの支援が必要です。
- 受講生や利用者の利便性の向上を図るために、ICTの有効的な活用方法や予約システム導入についての調査検討の必要があります。
- 安全・安心で利用しやすい公民館運営に向けて、本市の社会教育施設長寿命化計画に基づく計画的な整備を図る必要があります。また、各公民館図書室については、富谷市民図書館の分館として、連携を考慮した整備を図る必要があります。

＜施策の方向性＞

1. 多様な学習講座と事業の展開	生涯学習課（公民館）
-------------------------	-------------------

生涯にわたる学習活動の支援に向けて、学習の中核を担う社会教育指導員の配置を継続し、各世代のニーズ（土日や夜間の講座開設も含めた）に適した講座を展開します。

富谷ユネスコ協会との連携やSDGsを踏まえ、地域人材を活用した専門講座や講座プログラムの企画内容において工夫と充実を図ります。

核家族化や地域社会のつながりの希薄化などから、家庭教育力促進のため家庭教育事業を展開します。

受講生や利用者の利便性向上（託児の実施、施設のインターネット予約）やICTを有効活用した学習情報の提供の拡充を図り、参加率及び利用率向上に取り組みます。

仕事、家事・育児などで時間がなく、生涯学習をしたいができない市民等への対応策として、オンライン講座などの実施に向けた調査研究に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・地域の多様なニーズに対応する生涯学習講座の実施（拡充）

2. 公民館の拠点機能の向上《重点事業》	生涯学習課（公民館）
-----------------------------	-------------------

地域住民の主体的な活動の拠点及び身近な相談窓口として、サークル活動等への支援、公平でより簡易な利用方法の工夫（インターネットによる公民館の予約状況の確認と予約システム導入等）、適切な利用者負担の検討に取り組みます。

各公民館に地域学校協働本部を設置している富谷市地域・学校・家庭をつなぐ取組の活性化に向けて、地域コーディネーターの人材確保、学校、ボランティア等との連携を図ります。

市民の誰もが安全で快適に利用できる学習・交流の活動拠点施設として、本市の社会教育施設長寿命化計画に基づく計画的な整備に取り組みます。また、富谷市民図書館等複合施設建設を踏まえ、富谷市民図書館の分館として連携を考慮した整備に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・社会教育施設長寿命化計画に基づく適切な施設管理

【成果目標】

指 標	成果目標	
	基準値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
学習活動に対する市民満足度の向上	18.0%	20.0%

資料：富谷市総合計画 後期基本計画

基本目標3 芸術・文化の継承・創造、文化財の保護・活用

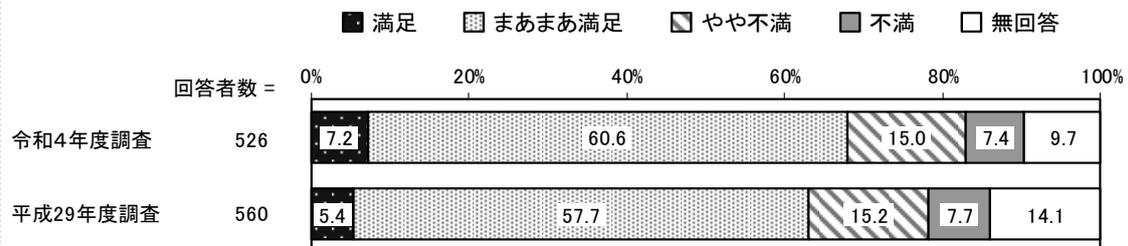
施策3-1 芸術・文化の継承・創造

<現状>

- 地域住民及び公民館サークル活動の成果の発表や交流の場として、公民館まつりを開催するなど、芸術・文化活動の活性化を図っています。
- 地域の郷土芸能の継承と豊かな子どもの育成を目指し、子ども向けのパンフレットと大人向けのパンフレットを作成しました。
- 伝統行事の継承と市民主体の新しい文化の醸成に向けて、関係団体の活動支援、文化イベント開催などの取組を行っています。
- 小さな小さな美術館では、地域住民、公民館サークル、地域の学校児童・生徒等の作品を展示し、芸術活動の支援に取り組んでいます。
- 市内の芸術・文化活動団体への継続的な支援を図るとともに、「音楽のまち」として推進するため、とみやマーチングエコーズや各小学校金管バンドへの支援を行いました。

「市民アンケート」

あなたは、富谷市の文化的環境（鑑賞機会、創作・参加機会、文化財の保存など）に満足していますか。



「満足」と「まあまあ満足」をあわせた割合は67.8%で、平成29年度調査から4.7%増加しました。

一方、「やや不満」、「不満」と回答した理由として、文化的施設の整備や情報発信不足などが挙げられています。

＜今後の課題＞

- 芸術・文化活動は個人の生きがいづくりはもとより、世代を超えた交流や地域の活性化に大きな役割を果たしています。高齢化や余暇時間の増加により、市民の芸術・文化活動へのニーズの高まりにおける対応が必要です。
- 芸術・文化活動の継承と創造に向けて、「音楽のまち」を発信する活動の充実、公民館と連携した芸術・文化の講座や事業の展開、小さな小さな美術館の拡充と充実、芸術・文化団体の活動を市民に発信する発表の機会や場所の確保が必要です。
- 芸術・文化団体の会員減少、高齢化、活動の固定化が引き続き課題となっています。
- 「音楽のまち」づくりを推進していくため、マーチングバンド育成への新たな支援方法を検討することが必要です。

＜施策の方向性＞

1. 郷土の伝統文化の継承	生涯学習課（民俗ギャラリー）
----------------------	-----------------------

地域に根ざした伝統文化を守り、次代に伝承するため、地域固有の伝統芸能の後継者育成に取り組みます。また、市内外の学校、関係団体、地域と連携し、文化財保護への意識啓発につなげます。

◇主要事業◇

- ・伝統芸能の後継者育成

2. 市民主体の芸術・文化活動の活性化	生涯学習課・公民館
----------------------------	------------------

年間の様々なイベントの開催を通じて、市民の芸術・文化意識の啓発、団体同士の交流、成果を発表する機会の増加、地域間の交流拡大を図り、芸術・文化活動の活性化と市民の一体感の醸成につなげます。

公民館を拠点に多様な体験教室の開催、各種サークルへの活動支援の工夫を行い、公民館まつり等の在り方についても検討を行います。

小さな小さな美術館の展示や内容の視覚化とデータ保存に取り組み、内容のさらなる向上に向け、地域における新規の文化・芸術者の発掘を行います。

「音楽のまち」としての魅力をより一層高めるため、とみやマーチングエコーズや各小学校金管バンドの活動支援を図ります。

◇主要事業◇

- ・文化施設（文化芸術の創造拠点）の整備に向けた検討
- ・芸術・文化団体の発表の支援

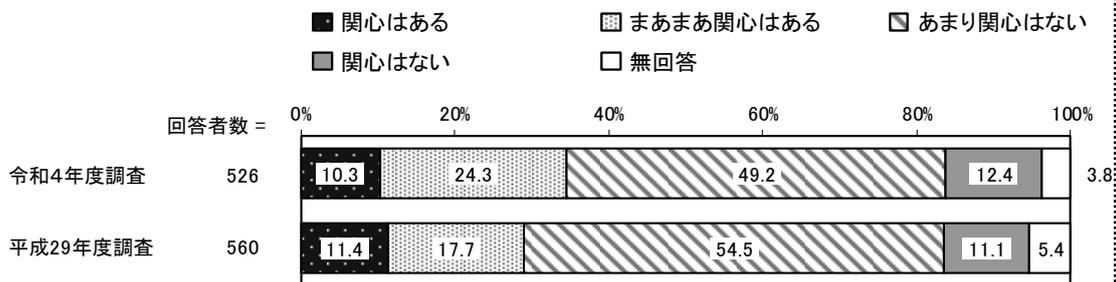
施策 3-2 文化財の保護・活用

<現状>

- 郷土に伝わる有形、無形の文化財は本市固有の貴重な歴史的・文化的資源であることから、関係団体を支援し、文化財の保存と活用に取り組んでいます。これまで市の行政職が文化財の職務を行ってきましたが、平成29年度より専任の「学芸員」を配置し、歴史的、専門的な視点を持って管理運営を行っています。また、郷土の歴史について、広報紙での連載や公民館の講座等により周知を図りました。
- 平成30年7月に富谷市まちづくり産業交流プラザ「TOMI+」内に民俗ギャラリーを移転オープンしました。また、令和3年5月には富谷宿観光交流ステーション「とみやど」内に「内ヶ崎作三郎記念館」をオープンしました。
- 地域の郷土芸能の継承と豊かな子どもの育成を目指し、富谷の田植踊を富谷小学校の「総合的な学習の時間」の授業として実施しました。

【市民アンケート】

あなたは、富谷市の文化財（お神楽、田植踊、天然記念物、有形文化財など含む）に関心はありますか。



「関心はある」と「まあまあ関心はある」をあわせた割合が34.6%と、平成29年度調査から5.5%増加したものの、「あまり関心はない」と「関心はない」をあわせた割合のほうが高い結果となっており、文化財においてさらなる情報発信が必要と考えられます。

＜今後の課題＞

- 市民の郷土を愛する心の育成にとって、地域の歴史や風土に根差した独自の郷土芸能の継承は大きな意義を有します。10代を中心に市民の伝統行事への参加意向は高いものの、全国各地の状況と同様、本市においても少子高齢化に伴う後継者育成が急務なことから、国や県の文化財行政機関をはじめ、市内外の無形民俗文化財保持団体との情報共有や各地域の郷土芸能の積極的な情報発信や学校教育との連携が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症対策を意識した資料館の企画や運営が必要です。
- 文化財の「活用」に際しては、関係課による庁内の連携、関係団体との情報共有を図りながら、効果的な発信・取組を行うことが必要です。
- 有形・無形文化財の保護は、地域の歴史を未来につなげるうえで極めて大きな意義があり、引き続き歴史的・文化的資源の保護と活用を継続していくことが必要です。

＜施策の方向性＞

1. 文化財の保護・活用

生涯学習課（民俗ギャラリー）

地域に根ざした伝統文化を守り、次代に伝承するため、地域固有の伝統芸能の後継者育成に取り組みます。

魅力的な特別企画展を開催するとともに、しんまち地区を中心としていた関係団体との情報共有を進めながら、文化財の周知を図ります。

文化財の調査研究、歴史的資源の復元を進め、出前講座等を行い、郷土愛の形成、観光面での経済効果等の多面的な活用に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・民俗ギャラリーの効果的運営
- ・内ヶ崎作三郎記念館の効果的運営

2. 文化財保持団体の育成・支援

生涯学習課（民俗ギャラリー）

地域に根ざした伝統文化を守り次世代に伝承するため、地域間の交流拡大を図り、市内外の学校、関係団体と連携し、文化財保護への意識啓発につなげます。

伝統芸能や伝統行事の情報についてSNS等を通じて市内外に積極的に発信するとともに、伝統文化への意識啓発、伝統文化による地域活性化に取り組みます。

様々な機会を通じて文化財保護の貴重な担い手である保持団体の存続に向けて、活動機会の確保と後継者育成を支援します。

◇主要事業◇

- ・無形民俗文化財保持団体への支援

基本目標4 生涯スポーツの推進

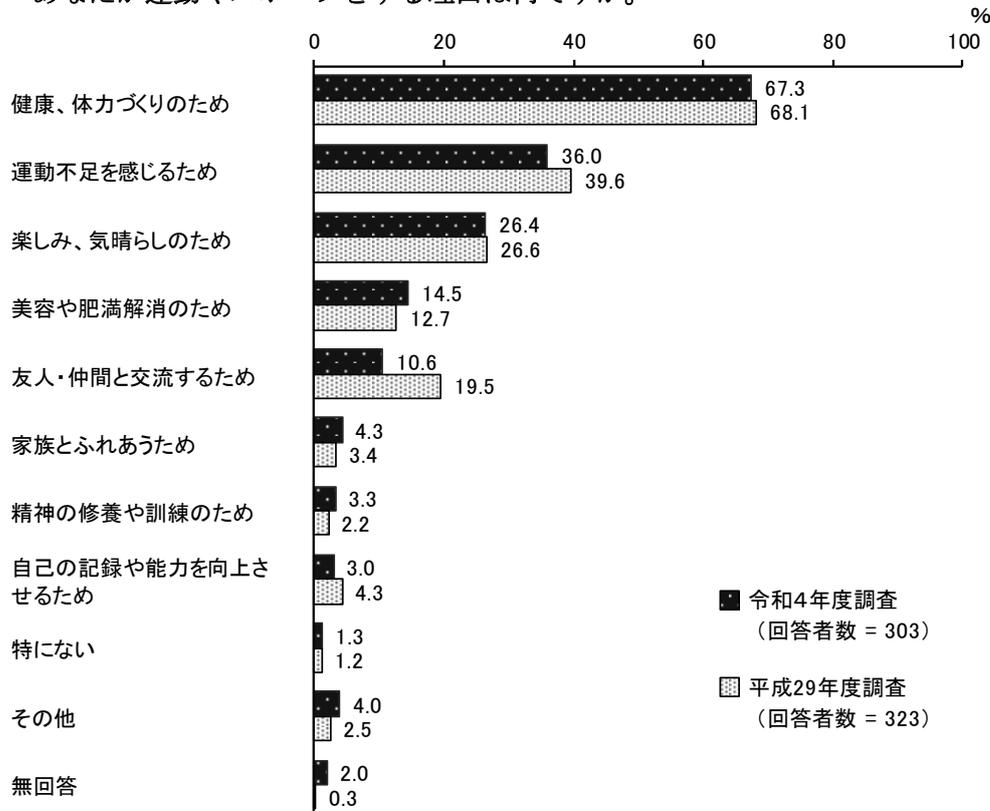
施策4-1 生涯スポーツを楽しむ機会の充実

<現状>

- とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）、富谷市スポーツ協会及び単位協会等と連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室等を開催しました。また、トレーニング講習会を毎月開催するとともに、最新のトレーニング機器を導入しました。
- スポーツ推進委員がスポーツ少年団、子ども会等を対象にニュースポーツの実技指導を行いました。
- 仙台大学をはじめ、大塚製薬株式会社、女子バレーボールチーム「リガーレ仙台」とそれぞれ連携協定を締結し、関係団体による支援体制を整えています。
- 国ではスポーツ立国の実現を目指し、スポーツを「する」だけでなく、一人ひとりの多様な楽しみ方を提唱しています。

【市民アンケート】

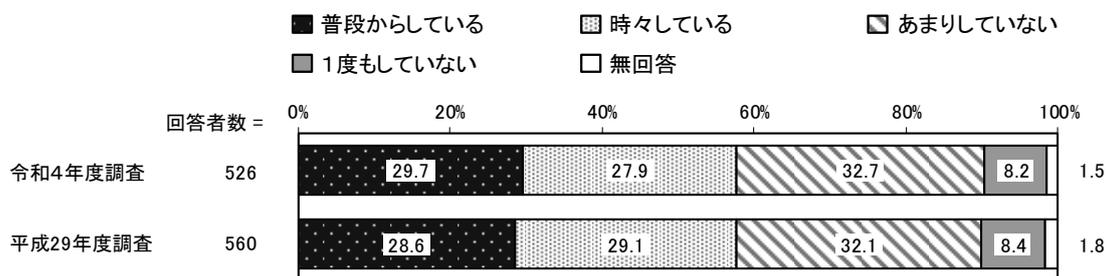
あなたが運動やスポーツをする理由は何ですか。



平成29年度調査と同様、「健康、体力づくりのため」が最も高い結果となりました。また、「友人・仲間と交流するため」の割合が大きく減少しているのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と考えられます。

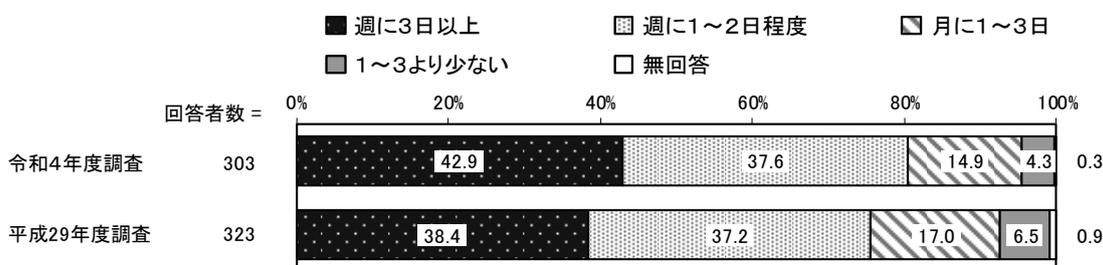
【市民アンケート】

この1年間、運動やスポーツ（散歩、ジョギング、ラジオ体操など、比較的軽い運動も含む）をしましたか。



【市民アンケート】

その運動やスポーツをどのくらいの頻度で行いましたか。



「普段からしている」と「時々している」をあわせた割合は57.6%となり、平成29年度調査と比較して大きな変化はありません。

また、実施頻度について「週に3日以上」と「週に1~2日程度」をあわせた割合は80.5%で、運動やスポーツに対する市民の意識が高いことがうかがえます。

＜今後の課題＞

- スポーツを通じた市民の一体感や郷土愛の醸成に向けて、スポーツを自分らしく楽しむための啓発と機会の充実が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症との共存・共生の活動に加え、部活動の地域移行、eスポーツ等のスポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、国や県からの情報をいち早く把握し、関係団体と連携しながら対応して行く必要があります。
- 誰もが気軽にできる運動やスポーツの普及に向けて、年齢、性別、心身の状態に応じて運動やスポーツを楽しむ機会の拡充、障がい者スポーツの普及、参加者が減少傾向にある大会の見直しや新規大会の検討が必要です。

＜施策の方向性＞

1. 健康・体力保持増進活動の充実	生涯学習課
--------------------------	--------------

とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）及び包括連携協定先等と連携し、各種教室・講習会の充実を図ります。

トレーニング講習会を毎月開催するとともに、トレーニング機器の充実を図ります。

体力・運動能力調査（県事業）を実施するとともに、調査結果を分析し市民の健康・体力保持増進を図ります。

◇主要事業◇

- ・トレーニング機器設置の整備（拡充）
- ・トレーニング講習会の開催

2. コミュニティスポーツ活動の充実	生涯学習課
---------------------------	--------------

コミュニティスポーツ（ニュースポーツ、レクリエーション・スポーツ）の普及に向けて、より多くの市民が参加できるよう各種スポーツ教室や大会を適宜見直すとともに、スポーツ推進委員派遣の増加、学校や地域との一層の連携に取り組みます。

障がい者スポーツの普及を目指し、関係機関との連携に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・スポーツ推進委員派遣事業の実施（拡充）

3. みるスポーツ、支えるスポーツの普及	生涯学習課
-----------------------------	--------------

地域に根差し市民から愛されるクラブを目指す地元密着型のプロスポーツチームと、市民との交流を通じた支援活動を展開することにより、誰もがスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことでその価値を享受できるよう、地域スポーツの振興に今後も努めていきます。

◇主要事業◇

- ・スポーツ競技大会の開催誘致
- ・プロスポーツの練習場等の誘致

【成果目標】

指 標	成果目標	
	基準値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	41.3%	65%

資料：富谷市総合計画 後期基本計画

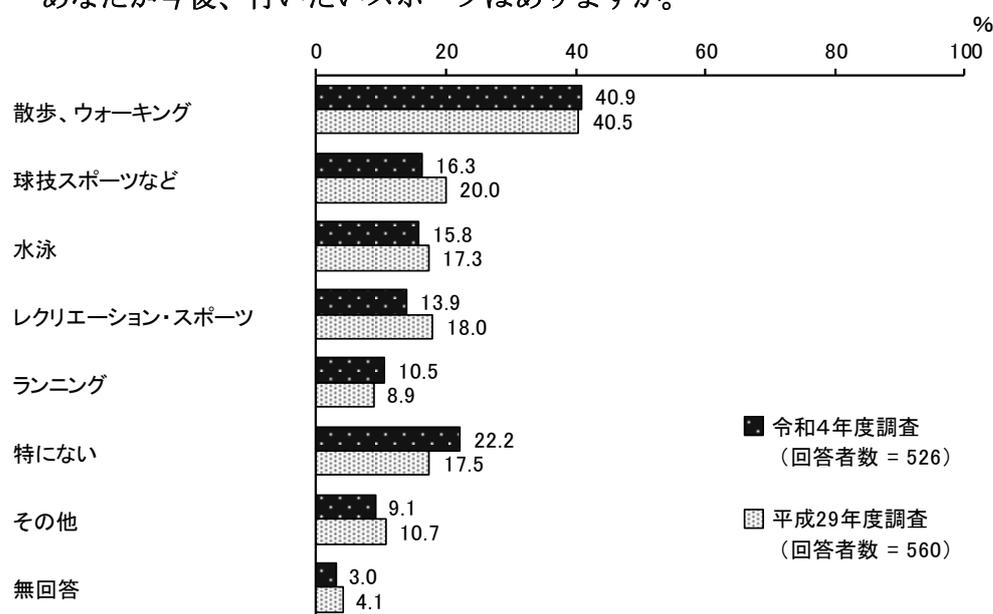
施策4-2 指導体制の充実、競技スポーツの普及

<現状>

- 市内におけるスポーツ少年団ごとに公認スポーツ指導者を配置し活動を行っています。
- とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）による各種スポーツ教室を実施しています。
- 仙台大学をはじめ、大塚製薬株式会社、女子バレーボールチーム「リガーレ仙台」とそれぞれ連携協定を締結しました。

【市民アンケート】

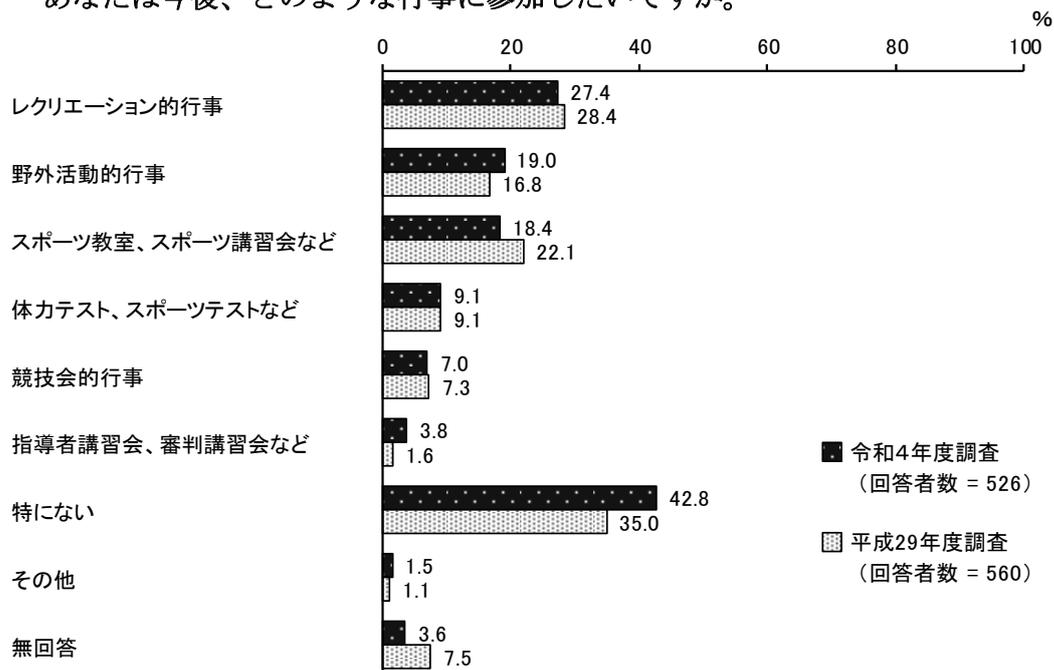
あなたが今後、行いたいスポーツはありますか。



平成29年度調査と比較して、大きな変化はありませんが、その他の意見として、ヨガやゴルフ、サイクリングなどが挙げられています。

【市民アンケート】

あなたは今後、どのような行事に参加したいですか。



平成29年度調査と比較して、大きな変化はありませんが、「特にない」と回答した方の割合が高くなっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、やむなく活動を自粛せざるを得ない状況が続いたことなどが影響していると考えられます。

＜今後の課題＞

- 指導体制の充実を図るため、スポーツ指導等の新規確保と養成が必要です。
- さらなるスポーツ環境の充実を図るため、連携協定の拡充の検討が必要です。

＜施策の方向性＞

1. スポーツ・レクリエーション指導者の充実

生涯学習課

公認スポーツ指導者の登録期限までの受講及び申請について、各スポーツ少年団に周知徹底を行い、受講及び登録申請の支援を積極的に行うことで、公認スポーツ指導者の拡充を目指します。

スポーツ推進委員の体制強化と資質向上を図るため、市スポーツ推進委員会や市スポーツ協会と連携し、情報共有や研修会を通じた指導者の資質向上に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・「公認スポーツ指導者」登録者制度に向けた取組（拡充）

2. 競技スポーツの普及

生涯学習課

関係団体との連携を密に市民ニーズを的確に把握した事業展開を図ります。

◇主要事業◇

- ・ニーズに即したスポーツ教室の開催

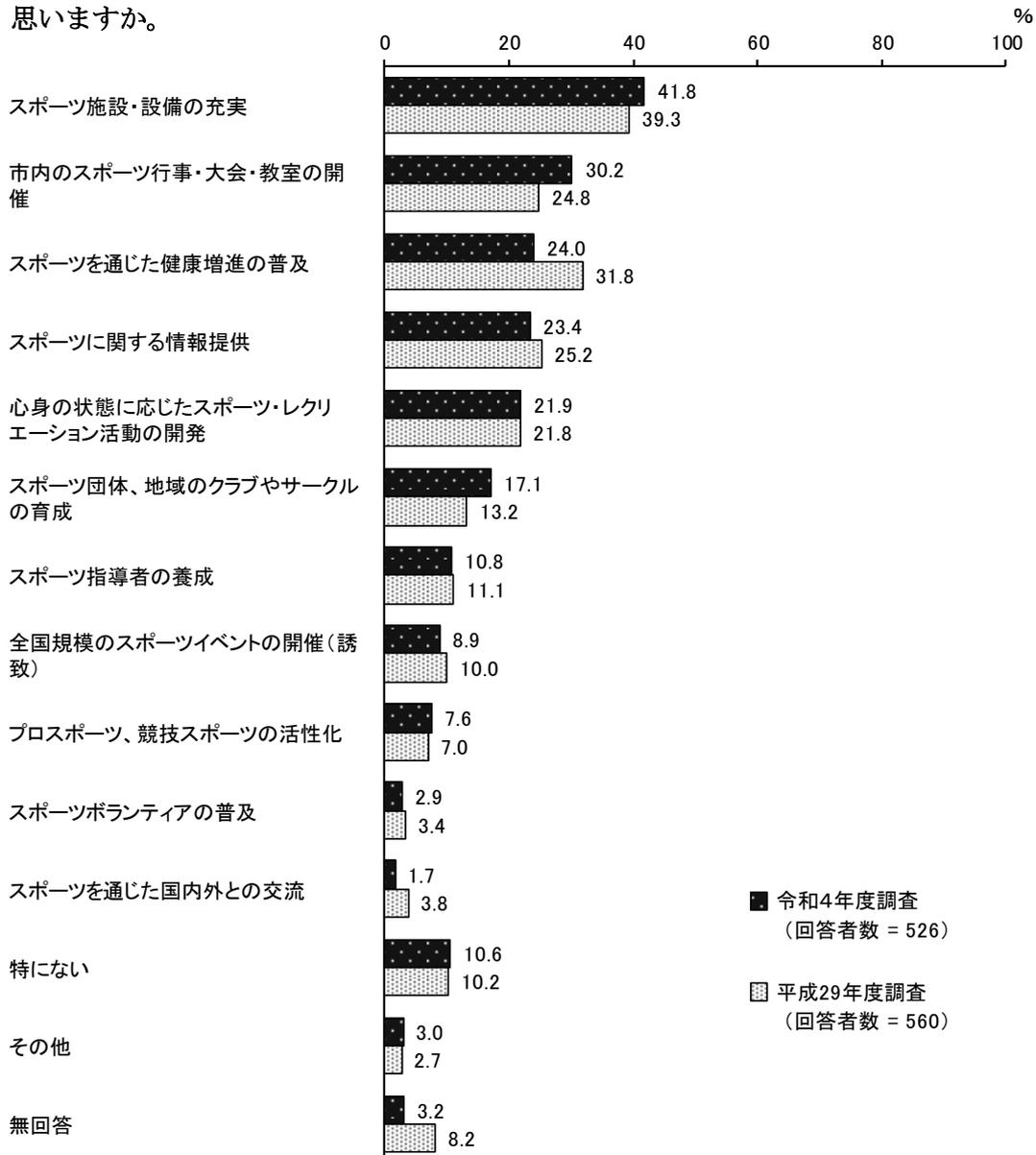
施策4-3 生涯スポーツを支える体制・環境の充実

<現状>

- 「富谷市スポーツ推進計画」を平成31年4月に策定しました。
- 「富谷市社会教育施設長寿命化計画」を令和4年6月に策定しました。また、市民の生涯スポーツを応援するため、拠点施設の老朽化対策、運動機器の配備・更新を進め、総合運動公園内の維持管理を適切に実施しています。

【市民アンケート】

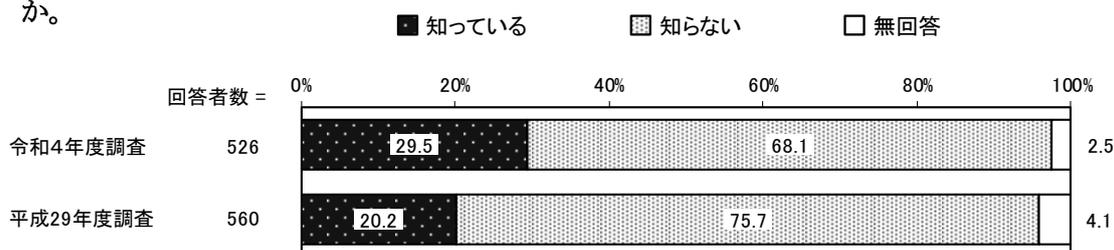
富谷市で市民の運動やスポーツ活動を盛んにするため、どのような取組が大切だと思いますか。



平成29年度調査と比較して、「スポーツ施設・設備の充実」と「市内のスポーツ行事・大会・教室の開催」の割合が高くなっており、スポーツをする機会の提供やスポーツを支える体制・環境の充実を図る必要があると考えられます。

【市民アンケート】

あなたは、とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）を知っていますか。



平成29年度調査と比較して、「知っている」の割合が増加しましたが、認知度としては依然として低い傾向が続いており、さらなる情報発信が必要と考えられます。

＜今後の課題＞

- 運動習慣の定着、ニュースポーツや障がい者スポーツの普及等、市民の多様なスポーツに対するニーズへの対応が求められます。また、デジタル化に対応した施設管理の検討が必要です。
- 次期「富谷市スポーツ推進計画」には、スポーツを取り巻く環境の変化、市民スポーツの普及等を見据えた改定が必要です。

＜施策の方向性＞

1. 運動拠点施設の充実	生涯学習課
---------------------	--------------

市民のスポーツ施設に対するニーズに対応できるよう、計画的な整備・改修による利便性と安全性の向上、スポーツ施設の情報共有、学校体育施設の公平で効率的な利用促進の取組強化を図ります。また、市民の健康志向の高揚を図るとともに、誰でも気軽にスポーツが行える環境整備に取り組みます。

◇主要事業◇

- ・ スポーツ施設・設備の計画的な整備（拡充）
- ・ 施設の長寿命化計画に基づく適切な維持管理

2. 生涯スポーツを支える体制の充実	生涯学習課
---------------------------	--------------

市民の生涯スポーツの意識啓発に向けて、ホームページ、広報に加えFaceBook等のSNSも活用し、市民一人ひとりのニーズに応じた情報発信に取り組みます。

多くの市民の生涯スポーツを支える体制の充実に向け、スポーツ推進委員やスポーツ協会をはじめ、各種スポーツ少年団等との一層の連携強化に取り組みます。また、生涯スポーツの効果を幅広い分野に波及させるため、保健・医療・福祉、防災、地域活動等の施策との一層の連携に取り組みます。

生涯スポーツ・競技スポーツを振興するため、とみやスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の活動支援に取り組みます。

第2期「富谷市スポーツ推進計画」の改定に向けて取り組みます。

◇主要事業◇

- ・組織間の連携強化（拡充）
- ・第2期「富谷市スポーツ推進計画」に基づく生涯スポーツの実践



参考資料

(1) 富谷市教育振興基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、富谷市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、富谷市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童又は生徒の保護者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、審議が終了する日までとする。ただし、当該審議が終了する前に委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 第2期富谷市教育振興基本計画策定委員会委員

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
吉 村 敏 之	宮城教育大学 教職大学院 教授	委員長
金 田 裕 子	宮城教育大学 教職大学院 准教授	
大 場 由 美	富谷市P T A連合会 副会長	
高 橋 知 美	富谷市立成田中学校 校長	副委員長
日 諸 喜代子	富谷市社会教育委員	
富 田 智 子	Office SHICCHI 代表	
木 村 一 也	株式会社マナライブ代表	

(3) 策定経過

年月日	会議等	主な事項
令和4年 6月30日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員長・副委員長選任 ○ 計画の概要説明及び達成状況報告 ○ スケジュール・策定の進め方 ○ アンケート調査について
7月	現行事業状況調査の実施（庁内調査） 各種アンケート調査票（調査内容）の検討	
7月28日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行事業状況調査の結果報告 ○ 中長期的な動向を踏まえた課題、 教育方向性の検討
8～9月	各種アンケートの実施（8月）、集計分析（9月） 上記を踏まえた、計画（原案）の立案	
10月6日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種アンケートの結果報告 ○ 計画（原案）の協議
10月～11月	策定委員会の意見等を踏まえた、計画（中間案）の立案	
10月31日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画（中間案）の協議 ○ パブリックコメント実施の検討
11月9日 ～11月28日	「第2期富谷市教育振興基本計画（案）」に対する意見募集 （パブリックコメント） 上記を踏まえた計画（最終案）の立案	
12月12日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメント結果報告 ○ 計画（最終案）の協議・決定
12月26日	総合教育会議 教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合教育会議との調整 ○ 計画の決定、次年度推進体制の構築

第2期富谷市教育振興基本計画

■発行：令和5年1月

■編集・発行者：富谷市教育委員会

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地

電話：022-358-3196 F A X：022-358-3880

ホームページ <https://www.tomiya-city.miyagi.jp>



第2期
富谷市教育振興基本計画

令和5年度～令和9年度